

第6次
栗山町障がい者基本計画
(令和6年度～令和11年度)

～共に生きる地域社会づくりを目指して～

令和6年3月
栗 山 町

目 次

第1編 総 論

第1章 計画の基本的考え方	1
1 計画の目的	1
2 関連制度等の変遷	2
3 計画の位置付け・期間	5
4 SDGsとの連携について	7
第2章 栗山町の障がい者の現状	9
1 栗山町の人口	9
2 アンケート調査からみられる状況	18
第3章 計画推進の理念・目標	35
1 計画の基本理念	35
2 施策推進の基本目標	36
3 計画の施策体系	37

第2編 第6次障がい者基本計画

障がい者福祉施策の展開	39
1 地域支援体制の充実	39
2 自立と社会参加の推進	41
3 共生の地域社会づくり	43
4 療育・教育の充実	48

第3編 第7次障がい福祉計画

障がい福祉サービス等の展開	51
1 指定障がい福祉サービス	51
2 地域生活支援事業	61

第4編 第3次障がい児福祉計画

児童通所サービスの展開	65
-------------------	----

資 料 編

栗山町障がい者自立支援協議会(障がい者基本計画策定委員会)委員名簿	67
---	----

「障害」及び「障がい」の表記について

本計画では、「障がい」という言葉が人や人の状態を表す場合、「障がい」と表記しています。これは、「害」の漢字を人に対して使用することが、障がい者への差別や偏見を助長する可能性を考慮したものであり、障がい者の人権を尊重し、町民の障がい者への理解を深めることを目的としたものです。ただし、国や道が定めた法律の用語や団体等の固有名詞は、元の表記に合わせて「障害」と表記しています。

第1編 総論

第1章 計画の基本的考え方

1 計画の目的

この計画は、障がいのある方が、住み慣れた地域で安心と生きがいをもって暮らすことのできる“共に生きる”地域社会づくりを目指し、自立した地域生活の支援や、就労支援を含めた社会参加機会の充実、権利擁護の推進など、「北海道障がい者条例(※1)」等に基づく本町の障がい者福祉施策の展開を明らかにするとともに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(通称:障害者総合支援法)」及び「児童福祉法」に基づく各福祉サービスの提供体制の確保・充実に図るために策定するものです。

※1 北海道障がい者条例の概要(3つの柱)

「障がいのある人が当たり前に暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である。」という考え方のもと、道民とともに地域づくりを進める。

①障がい者の暮らしやすい地域づくり

・相談支援体制の充実 ・必要な支援につなぐネットワーク など

②地域で生き生きと暮らせるよう、働く障がい者を応援

・福祉的就労への支援 ・一般就労の推進 など

③障がい者の権利擁護の推進

・虐待や差別の禁止 ・合理的配慮の提供 など

この度(令和6年3月)の策定は、障がい者施策の理念や基本方針を定める第4章「第5次栗山町障がい者福祉計画」及び障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の基本目標や提供体制などを定める第5章「第6次栗山町障がい福祉計画」及び第6章「第2次栗山町障がい児福祉計画」の計画期間が令和5年度で終了することから、国や北海道の制度改正や計画の進捗状況等を踏まえた見直しを行い、令和6年度から令和11年度までの6か年を計画期間とする「第6次栗山町障がい者基本計画」、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とする「第7次栗山町障がい福祉計画」及び「第3次栗山町障がい児福祉計画」を策定するものであります。

2 関連制度等の変遷

本町では、平成14年12月に「第1次栗山町障がい者福祉計画」を策定して以来、今日まで5期(計22年)にわたる計画を策定し、障がいのある方が、住み慣れた地域で安心と生きがいをもって暮らすことのできる“共に生きる”地域社会づくりを目指し、様々な施策・事業を展開してきました。

その間、障がい者福祉に関する法制度は大きな転換期を迎え、平成25年4月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(通称:障害者総合支援法)」が施行され、従来の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者(発達障がい者を含む)に加え、一定の難病患者が支援対象として拡大されたほか、障がい者の高齢化・重度化等に対応する居住・訪問サービスの充実や、地域生活支援事業の追加など、制度の谷間のない支援の提供や、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備が進められています。

さらに、平成30年4月施行の改正障害者総合支援法では、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとしています。また、平成30年3月策定の国の第4次障害者基本計画では、基本的方向として、「2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア(社会的障壁)除去をより強力に推進」、「障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保」、「障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進」、「着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実」等が盛り込まれています。

なお、この間、障がい者の権利擁護の推進も図られ、平成24年10月の、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(通称:障害者虐待防止法)」の施行に続き、平成28年4月には、国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に係る法整備の一環として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(通称:障害者差別解消法)」が施行されました。

令和5年3月には、「障害者基本計画(第5次)」が策定され、以下のような内容で国から示されています。

1. 基本理念

- ・障害者権利条約の理念及びこの理念に即して改正された障害者基本法の理念
- ・障害者を社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、その自己実現の支援と社会的障壁の除去のための障害者施策の基本的方向を定める。

2. 基本原則

- ・障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第3～5条の基本原則にのっとり、障害者施策を総合的かつ計画的に実施。
(地域社会における共生等)
- ・障害者の尊厳の尊重を目指す障害者権利条約の理念
- ・障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第3条の趣旨

(差別の禁止)

- ・障害者権利条約第5条(平等及び無差別)の理念
 - ・障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第4条の趣旨
 - ・基本法第4条を具体化した障害者差別解消法及び同法の一部改正法の趣旨
- (国際的協調)

- ・障害者権利条約第32条(国際協力)の理念
- ・障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第5条の趣旨
- ・障害者権利条約の批准を受け、今後は国際的枠組みとの連携の推進を図っていく。

3. 社会情勢の変化

- (1)2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- (2)新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
- (3)持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点)

4. 各分野に共通する横断的視点

- ・本計画に記載する各分野の施策については、前項の基本原則や社会情勢の変化を踏まえつつ、以下の視点に留意しながら推進するものとする。
- (1)条約の理念の尊重及び整合性の確保
- (2)社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
 - ①社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ向上の視点の採用
 - ②アクセシビリティ向上に資する新技術の利活用の推進
- (3)当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- (4)障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- (5)障害のある女性、子供及び高齢者に配慮した取組の推進
- (6)PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

5. 施策の円滑な推進

- (1)連携・協力の確保
- (2)理解促進・広報啓発に係る取組等の推進
 - ①重点的に理解促進等を図る事項
 - ②理解促進等に当たり配慮する事項

各分野における障害者施策の基本的な方向

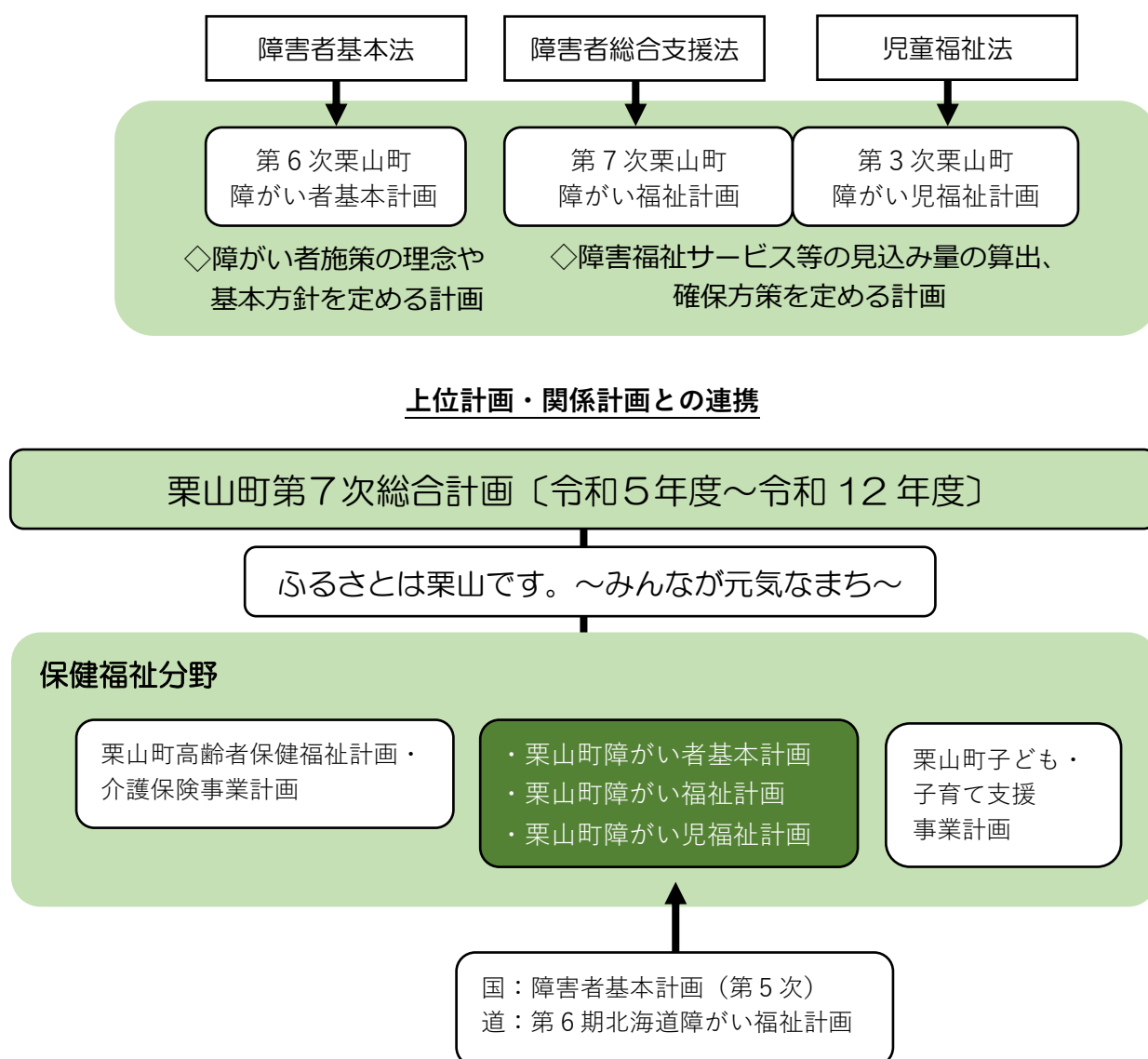
1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 (1)権利擁護の推進、虐待の防止 (2)障害を理由とする差別の解消の推進
2. 安全・安心な生活環境の整備 (1)住宅の確保 (2)移動しやすい環境の整備等 (3)アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進 (4)障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 (1)情報通信における情報アクセシビリティの向上 (2)情報提供の充実等 (3)意思疎通支援の充実 (4)行政情報のアクセシビリティの向上
4. 防災、防犯等の推進 (1)防災対策の推進 (2)東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進 (3)防犯対策の推進 (4)消費者トラブルの防止及び被害からの救済
5. 行政等における配慮の充実 (1)司法手続等における配慮等 (2)選挙等における配慮等 (3)行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等 (4)国家資格に関する配慮等
6. 保健・医療の推進 (1)精神保健・医療の適切な提供等 (2)保健・医療の充実等 (3)保健・医療の向上に資する研究開発等の推進 (4)保健・医療を支える人材の育成・確保 (5)難病に関する保健・医療施策の推進 (6)障害の原因となる疾病等の予防・治療
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 (1)意思決定支援の推進 (2)相談支援体制の構築 (3)地域移行支援、在宅サービス等の充実 (4)障害のある子供に対する支援の充実 (5)障害福祉サービスの質の向上等 (6)福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等 (7)障害福祉を支える人材の育成・確保
8. 教育の振興 (1)インクルーシブ教育システムの推進 (2)教育環境の整備 (3)高等教育における障害学生支援の推進 (4)生涯を通じた多様な学習活動の充実
9. 雇用・就業、経済的自立の支援 (1)総合的な就労支援 (2)経済的自立の支援 (3)障害者雇用の促進 (4)障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 (5)福祉的就労の底上げ
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 (1)文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (2)スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進
11. 国際社会での協力・連携の推進 (1)国際社会に向けた情報発信の推進等 (2)国際的枠組みとの連携の推進 (3)政府開発援助を通じた国際協力の推進等 (4)障害者の国際交流等の推進

3 計画の位置付け・期間

(1) 計画の位置づけ

「栗山町第6次障がい者基本計画・第7次障がい福祉計画・第3次障がい児福祉計画」は、障害者基本法第11条第3項に定められる障害者基本計画、障害者総合支援法第88条に定められる障害福祉計画、児童福祉法第33条の20に定められる障害児福祉計画で構成される法定計画です。

本町の最上位計画である「栗山町第7次総合計画」における、障がい者福祉分野の部門計画として、町の福祉政策との整合性を確保するとともに、高齢者福祉や児童福祉、保健分野等の諸計画との整合性にも留意しながら策定するものです。また、国が定める「成年後見利用促進基本計画」に基づく市町村計画を兼ねることとします。あわせて、国や道の計画等との整合性を保ちながら策定しました。



(2) 計画期間等

障がい者基本計画は令和6年度から令和11年度までの6か年を第6次計画期間とし、制度改正等にあわせて必要な見直しを行います。

障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
障がい者基本計画	第5次（平成30から）			第6次					
障がい福祉計画	第6次			第7次			第8次		
障がい児福祉計画	第2次			第3次			第4次		

(3) 計画の策定と進行管理

計画策定に当たっては、障がいのある人の意見や地域の思いを反映する視点を重視し、アンケート調査を行い、意見の反映に努めました。

また、栗山町障がい者自立支援協議会を組織し、意見交換と各課からの実施状況報告等を受けて審議を進めました。

計画の進捗管理(取組状況の検証)については、計画期間に着実に施策・事業が推進できるように、栗山町障がい者自立支援協議会において毎年度、一回以上実施するものとします。

4 SDGs との連携について

SDGs(持続可能な開発目標)とは、「Sustainable Development Goals」の略称で、平成27年9月の国連サミットにおいて採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17ゴール・169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持とうという「地域共生社会」の考え方にもつながるものです。

「栗山町第7次総合計画」において、SDGsの目標に向けて積極的に取り組むこととしていることから、本計画においても同様に取り組むこととします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



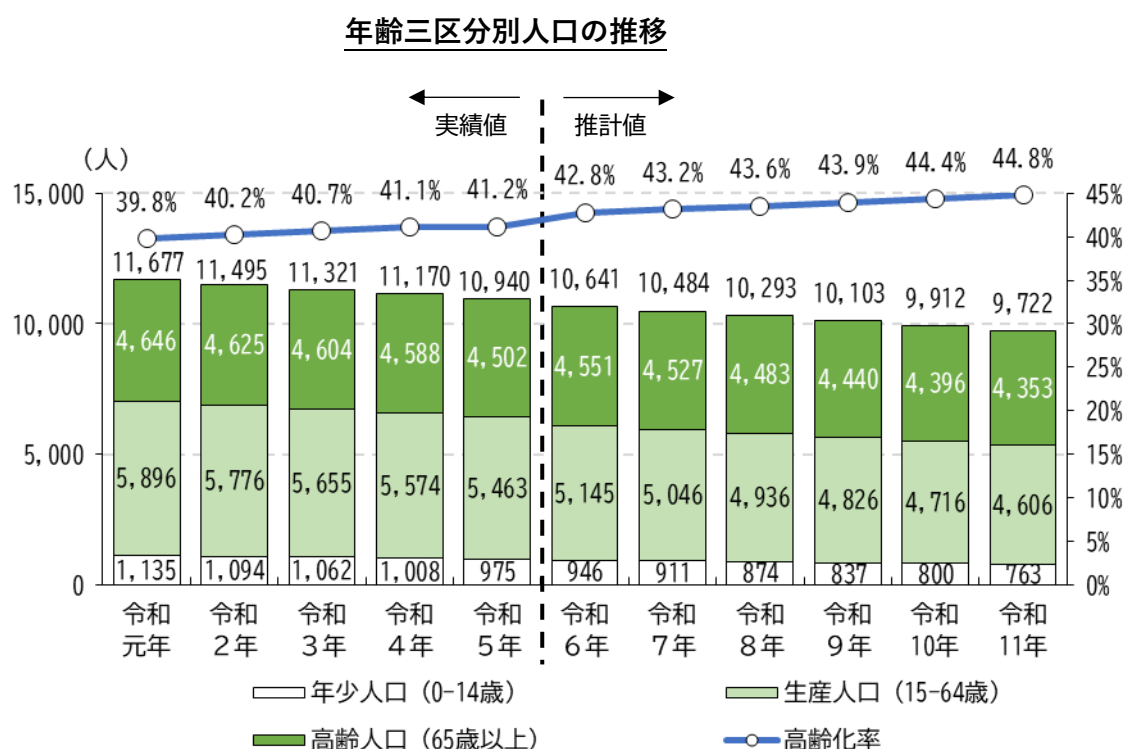
第2章 栗山町の障がい者の現状

1 栗山町の人口

(1) 人口の推移と人口構成の動向

栗山町の人口は、令和5年10月1日現在で、10,940人となっており、減少が続いています。平成30年から5年間で、924人減少しており、高齢化率が40%を超えています。また、これまで増加してきた65歳以上の人口も減少に転じるなど、本格的な人口減少の段階に入ったと考えられます。

また令和6年以降、計画期間中の人口推計は以下の通りです。計画最終年の令和11年には総人口は9,722人と見込まれ、高齢化率は44.8%となることが見込まれます。



(単位: %)

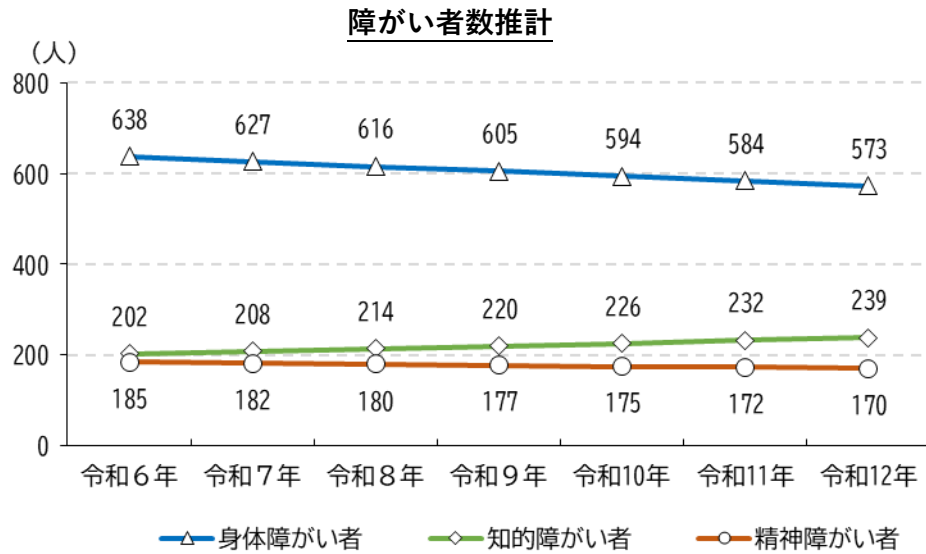
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年少人口比率 (0～14歳)	9.7	9.5	9.3	9.0	8.9	8.9	8.7	8.5	8.3	8.0	7.8
生産年齢人口比率 (15～64歳)	50.5	50.3	50.0	49.9	49.9	48.3	48.1	47.9	47.8	47.6	47.4
高齢者人口比率 (65歳以上)	39.8	40.2	40.7	41.1	41.2	42.8	43.2	43.6	43.9	44.4	44.8

資料：令和5年までの実績値：住民基本台帳（各年10月1日現在）

令和6年からの推計値：国勢調査をもとに町が推計

（２）障がい者数推計

計画期間中の障がい者数の推計は以下の通りです。令和12年には身体障がい者は573人、知的障がい者は239人、精神障がい者は170人と見込まれます。

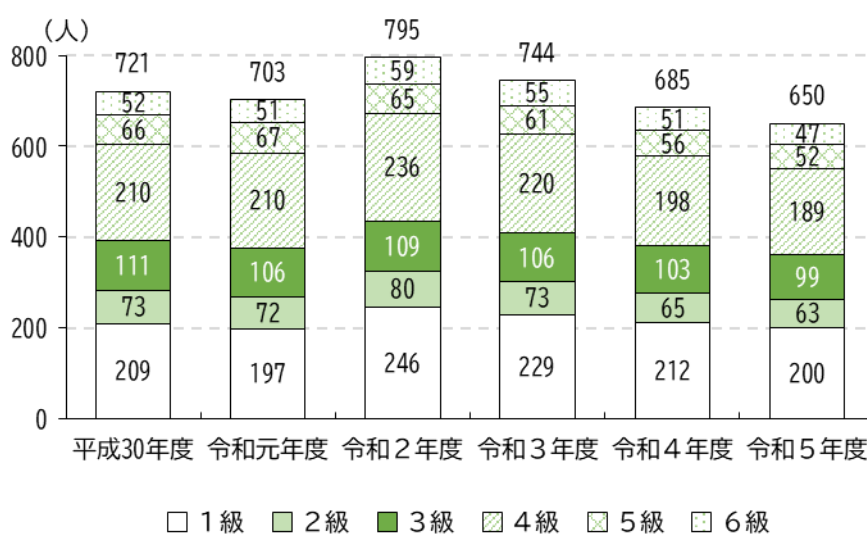


資料：実績値をもとに推計

(3) 身体障がい者の現状

身体障害者手帳が交付されている方の人数は、令和5年9月末現在で、650 人となっており、平成29年度末から71人、9.8%の減少となっています。障がい別では、肢体不自由が最も多くを占めますが、死亡などの要因により減少傾向にあります。その他の障がいも人口減少と比例して減少している状況ですが、内部障がい(心臓機能障がい、腎臓機能障がい等)及び音声・言語機能障がいについては、横ばいとなっています。

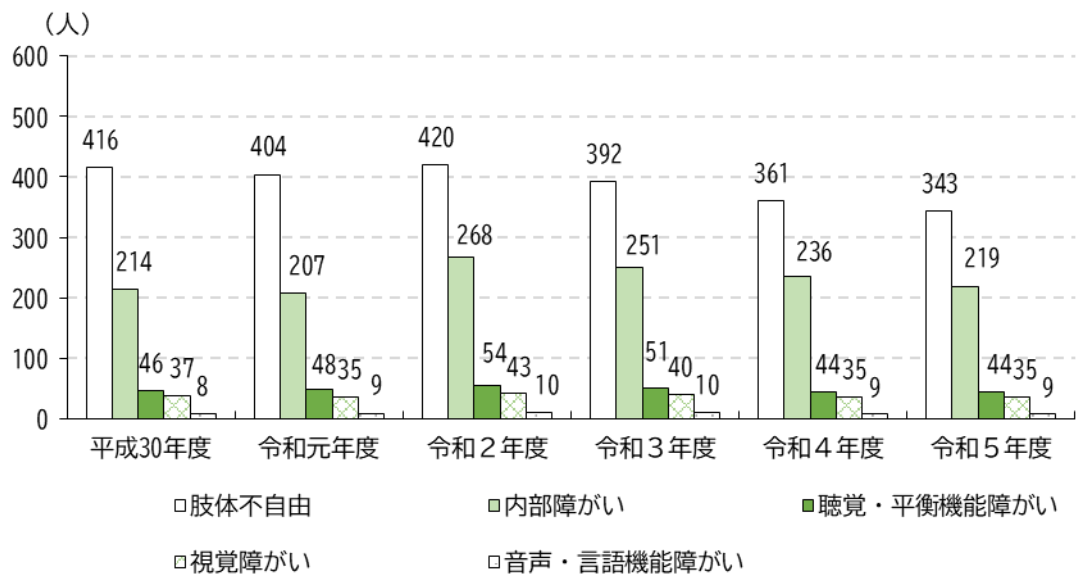
身体障害者手帳所持者の推移（各年度末現在）※1級が最重度



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	29.0%	28.0%	30.9%	30.8%	31.0%	30.8%
2級	10.1%	10.2%	10.1%	9.8%	9.5%	9.7%
3級	15.4%	15.1%	13.7%	14.2%	15.0%	15.2%
4級	29.1%	29.9%	29.7%	29.6%	28.9%	29.1%
5級	9.2%	9.5%	8.2%	8.2%	8.2%	8.0%
6級	7.2%	7.3%	7.4%	7.4%	7.4%	7.2%

資料：福祉課（各年度末、令和5年度は9月末時点）

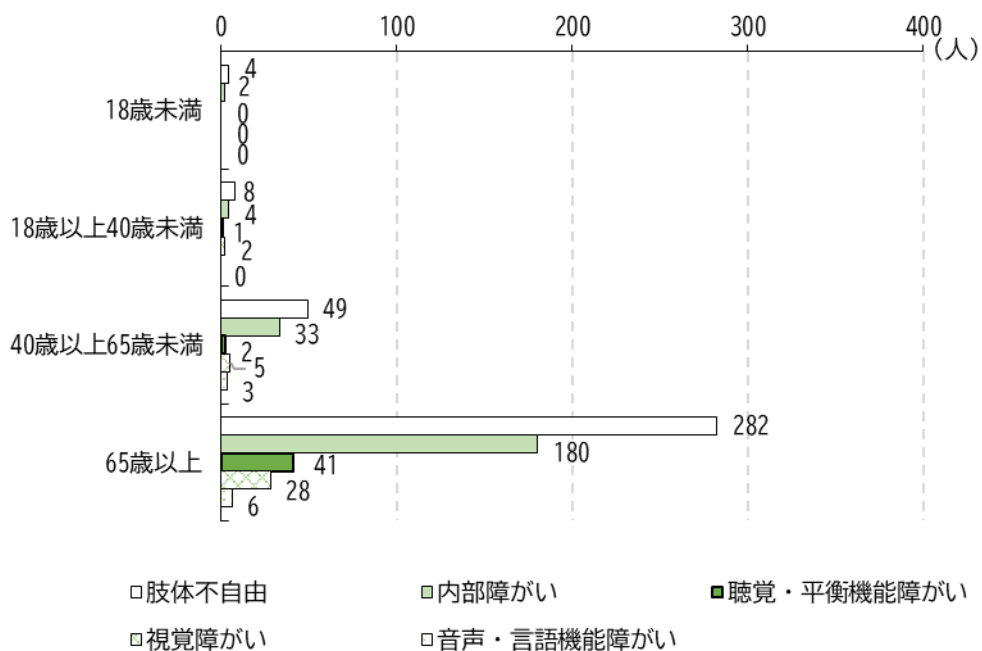
身体障がい者数の推移(障がい別) (各年度末現在)



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
肢体不自由	57.7%	57.5%	52.8%	52.7%	52.7%	52.7%
内部障がい	29.7%	29.4%	33.7%	33.7%	34.5%	33.7%
聴覚・平衡機能障がい	6.4%	6.8%	6.8%	6.9%	6.4%	6.8%
視覚障がい	5.1%	5.0%	5.4%	5.4%	5.1%	5.4%
音声・言語機能障がい	1.1%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%

資料：福祉課（各年度末、令和5年度は9月末時点）

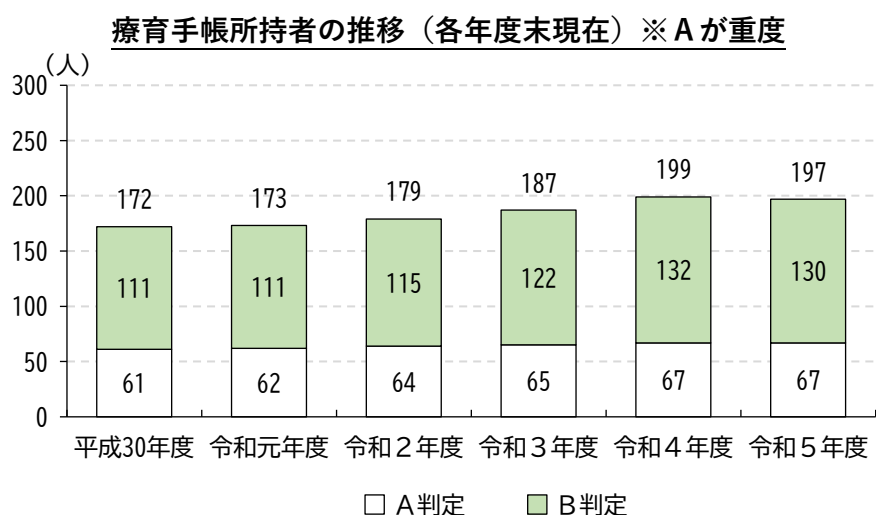
身体障がい者の現況(年齢階層別) (令和5年度末現在)



（４）知的障がい者の現状

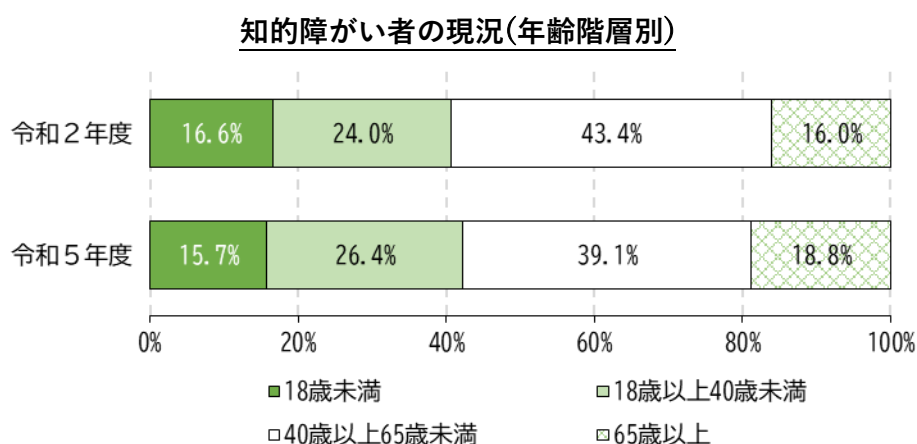
療育手帳が交付されている方は、令和5年9月末現在で 197 人であり、過去5年間で見ると増加が続いています。

年齢階層別にみると、令和5年9月末現在において、40 歳以上 65 歳未満が全体の 39.1%、次いで 18 歳以上 40 歳未満が 26.4%を占めています。3年前との比較で見ると、徐々に高齢化が進んでいる状況と言えます。



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A判定	35.5%	35.8%	35.8%	34.8%	33.7%	34.0%
B判定	64.5%	64.2%	64.2%	65.2%	66.3%	66.0%

資料：福祉課（各年度末、令和5年度は9月末時点）

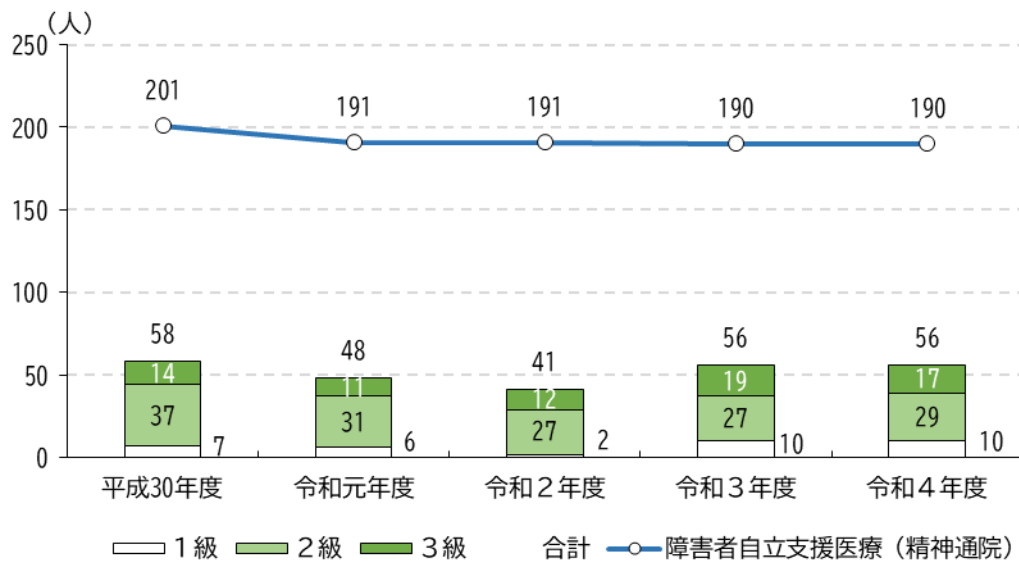


（５）精神障がい者の現状

精神障害者保健福祉手帳が交付されている方は、令和5年3月末現在で、56 人となっており、平成 30 年度以降、転出等により微減の状況となっていましたが、令和3年度より一転、増加傾向となっています。

一方で、公費負担医療制度である、障害者自立支援医療（精神通院）の受給者については、令和5年3月末現在 190 人で、横ばいの傾向となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（各年度末現在）※ 1 級が最重度



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	12.1%	12.5%	4.9%	17.9%	17.9%
2級	63.8%	64.6%	65.8%	48.2%	51.8%
3級	24.1%	22.9%	29.3%	33.9%	30.3%

資料：空知総合振興局（各年度末）

(6) 難病（特定疾患）等の現状

令和5年11月時点の栗山町において受給者証が交付された該当疾病は次の一覧のとおりとなります。（※交付者数は公表されていないため、掲載しておりません。）

国指定 特定医療費（指定難病）受給者証交付該当疾病一覧

告示番号	疾病名
1	球脊髄性筋萎縮症
2	筋萎縮性側索硬化症
5	進行性核上性麻痺
6	パーキンソン病
7	大脳皮質基底核変性症
10	シャルコー・マリー・トゥース病
11	重症筋無力症
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎
17	多系統萎縮症
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
22	もやもや病
28	全身性アミロイドーシス
35	天疱瘡
37	膿毒性乾癬(汎発型)
40	高安動脈炎
41	巨細胞性動脈炎
43	顕微鏡的多発血管炎
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
47	バージャー病
48	原発性抗リン脂質抗体症候群
49	全身性エリテマトーデス
50	皮膚筋炎/多発性筋炎
51	全身性強皮症
52	混合性結合組織病
53	シェーグレン症候群
56	ベーチェット病
57	特発性拡張型心筋症
58	肥大型心筋症
60	再生不良性貧血
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症
63	特発性血小板減少性紫斑病
65	原発性免疫不全症候群
66	IgA腎症
67	多発性嚢胞腎
68	黄色靱帯骨化症
69	後縦靱帯骨化症
71	特発性大腿骨頭壊死症
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
78	下垂体前葉機能低下症
83	アジソン病
84	サルコイドーシス
85	特発性間質性肺炎

告示番号	疾病名
90	網膜色素変性症
93	原発性胆汁性胆管炎
95	自己免疫性肝炎
96	クローン病
97	潰瘍性大腸炎
157	スタージ・ウェーバー症候群
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
221	抗糸球体基底膜腎炎
222	一次性ネフローゼ症候群
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
271	強直性脊椎炎

道指定 特定疾患医療受給者証交付該当疾病一覧

告示番号	疾病名
801	シェーグレン症候群(道)
805	自己免疫性肝炎(道)
806	突発性難聴
807	ステロイドホルモン産生異常症
808	難治性肝炎
810	特発性間質性肺炎(道)

ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証交付該当疾病一覧

疾病名
ウイルス性肝炎
橋本病

ウイルス性肝炎進行防止対策（肝炎治療特別促進事業）受給者証交付該当疾病一覧

疾病名
B型慢性肝炎(核酸アナログ療法)
B型慢性肝炎
C型慢性肝炎
C型代償性肝硬変

(7) 障害支援区分認定の現状

障害支援区分の認定状況について、令和2年度からの推移は、以下の通りです。令和5年については、暫定値となっています。

障害支援区分認定の状況(主障がい別)

	区分1		区分2		区分3		区分4		区分5		区分6		合計	
	R2	R5	R2	R5	R2	R5	R2	R5	R2	R5	R2	R5	R2	R5
身体障がい者	0	1	2	1	1	7	3	4	1	0	3	8	10	21
知的障がい者	0	1	10	6	12	7	16	19	24	9	28	21	90	63
精神障がい者	0	0	12	5	3	6	4	0	0	0	0	0	19	11
難病患者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総数	0	2	24	12	16	20	23	23	25	9	31	29	119	95

*障害支援区分とは、適切なサービスを利用できるよう、障がいの状態に応じて必要とされる支援の必要度を示す6段階の区分をいい、必要とされる支援の度合いは「区分6」が最も高く、「区分1」が最も低くなっています。

2 アンケート調査からみられる状況

(1) 調査の目的

国や道の障がい者福祉施策の動向、栗山町の障がい者をめぐる環境やニーズの変化を的確に把握し、栗山町が取り組むべき課題や障がい福祉・障がい者(児)福祉施策の方向性、サービスの目標量等を定めるための基礎資料とすることを目的に実施したものです。

(2) 調査の概要

調査方法	郵送による配付、回収
調査期間	令和5年8月21日(月)～9月8日(金)
調査対象	栗山町内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人(介護保険施設入所者を除く)。

配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
866票	311票	310票	35.8%

○「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比(百分率)で表現しています。

○「N」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。

○百分率による集計では、回答者数(該当質問においては該当者数)を 100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数第2位を四捨五入、小数第 1 位までを表記します。このため、すべての割合の合計が 100%にならないことがあります。

また、複数回答(2つ以上選ぶ問)の設問では、すべての割合の合計が 100%を超えることがあります。

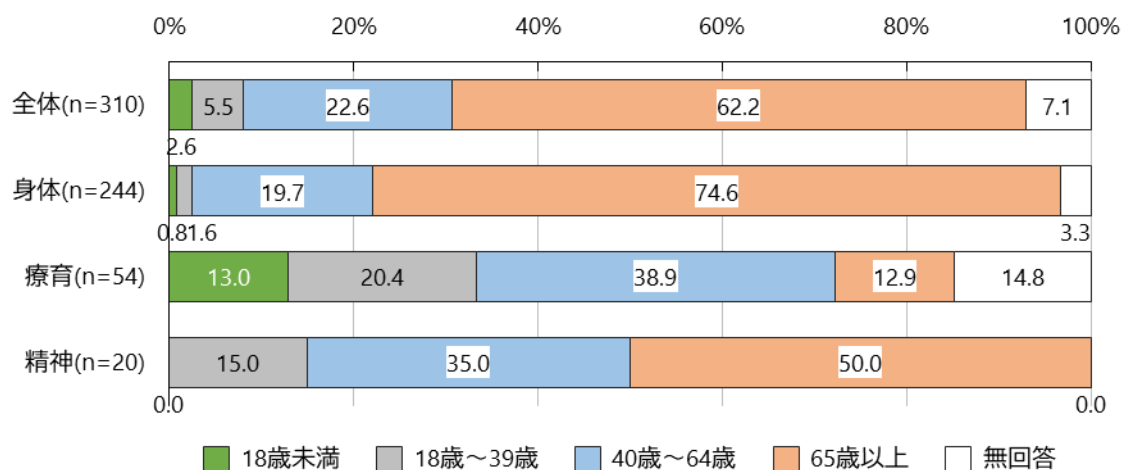
○図表中の「0.0」は四捨五入の結果または、回答者が皆無であることを表します。

○図表の記載に当たり調査票の設問文、グラフ及び文章中の選択肢を一部簡略化している場合があります。

(3) 世帯や介助の状況

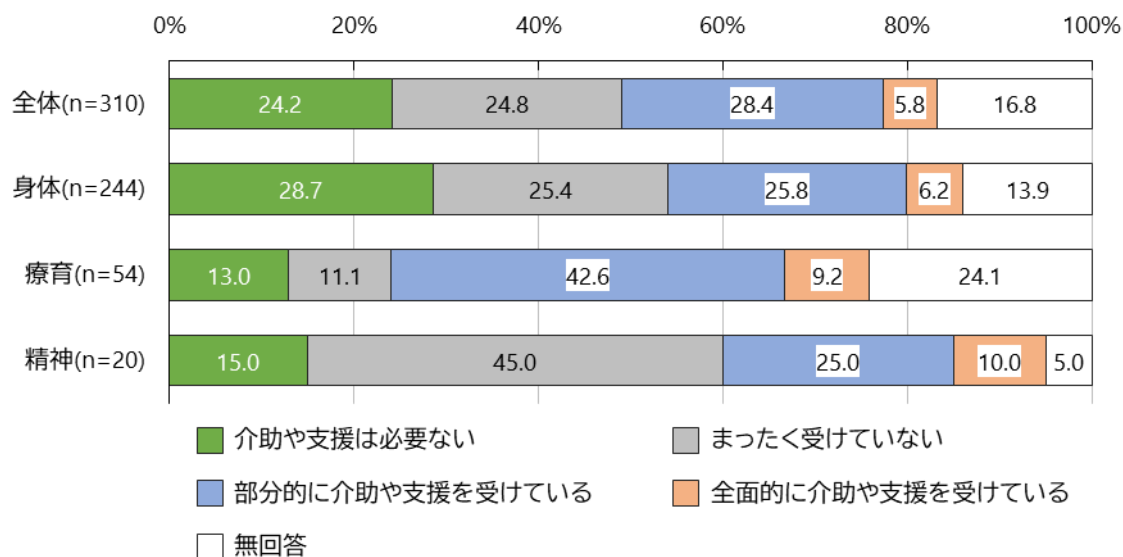
①年齢

全体では、「65歳以上」が62.2%と最も多く、次いで「40歳～64歳」が22.6%、「18歳～39歳」が5.5%となっています。



②毎日の暮らしで、家族などから介助や支援を受けていますか。

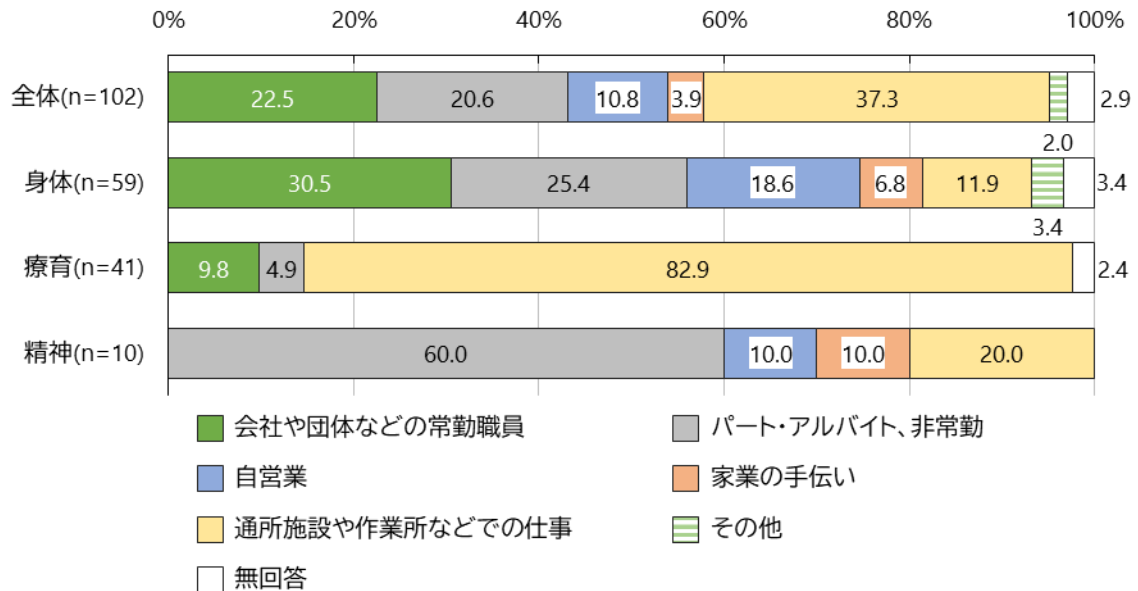
全体では、「部分的に介助や支援を受けている」が28.4%と最も多く、次いで「まったく受けていない」が24.8%、「介助や支援は必要ない」が24.2%となっています。



(4) 毎日の暮らし

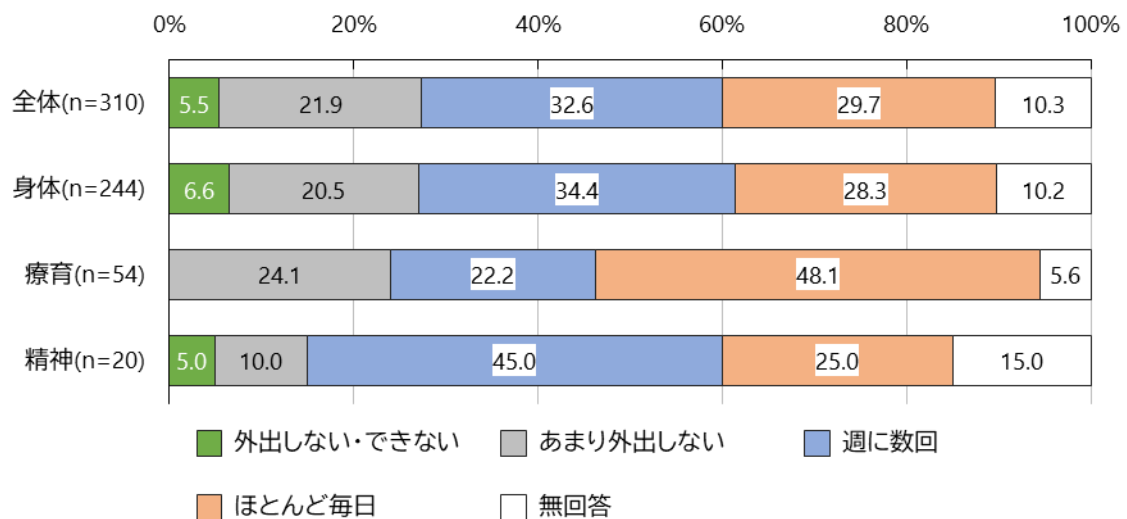
①どのような仕事をしていますか。(働いている人のみ)

全体では、「通所施設や作業所などでの仕事」が37.3%と最も多く、次いで「会社や団体などの常勤職員」が22.5%、「パート・アルバイト、非常勤」が20.6%となっています。



②あなたは1週間にどれくらい外出しますか。

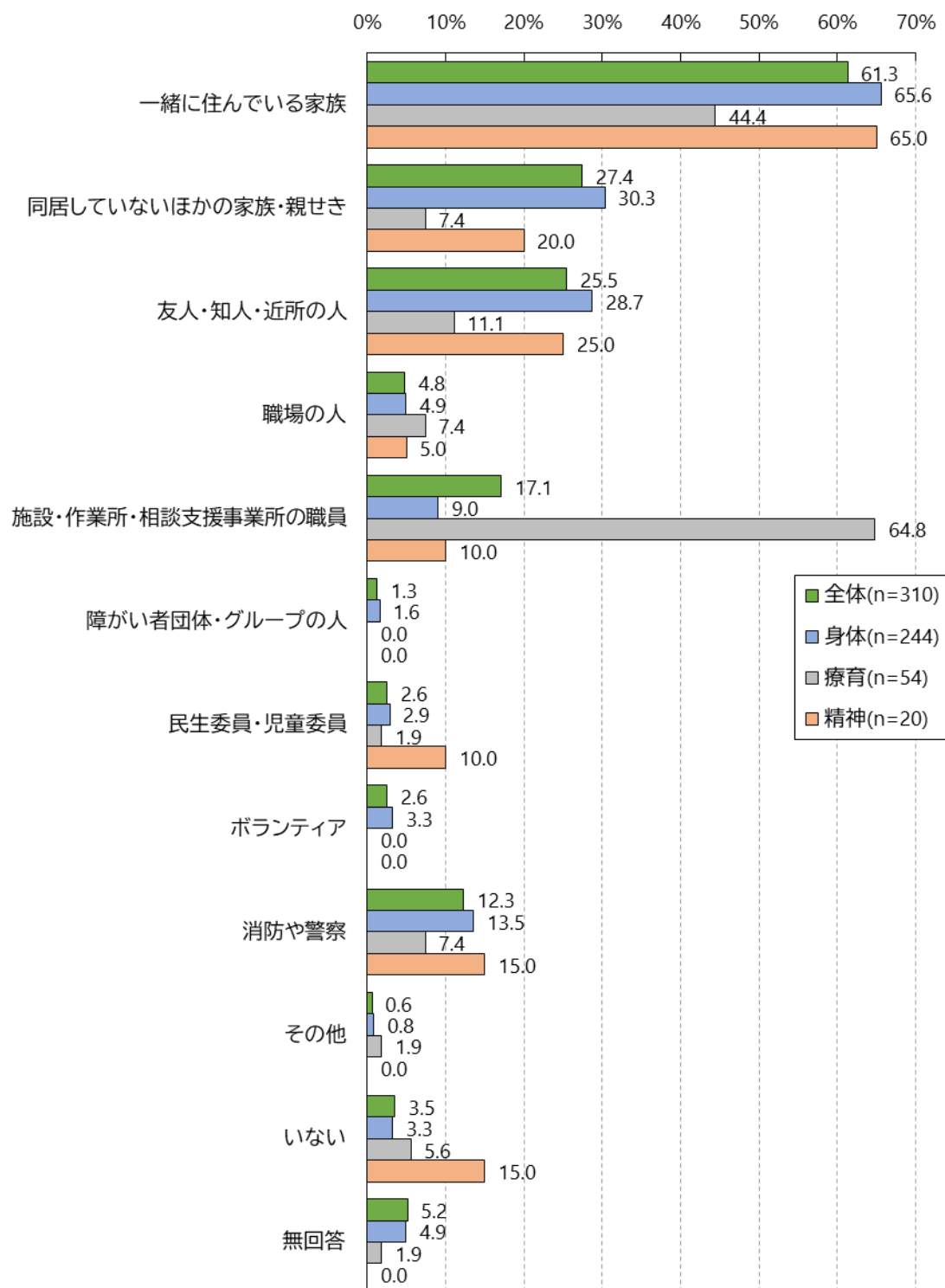
全体では、「週に数回」が32.6%と最も多く、次いで「ほとんど毎日」が29.7%、「あまり外出しない」が21.9%となっています。



(5) 災害時の避難等について

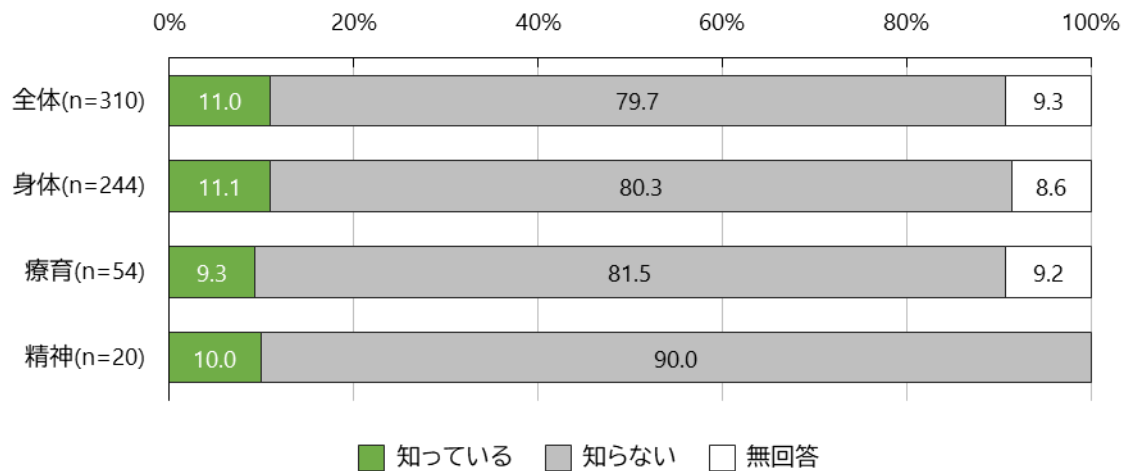
① 火事や地震などの災害が発生して避難する場合に、頼りにできる人がいますか。

全体では、「一緒に住んでいる家族」が 61.3%と最も多く、次いで「同居していないほかの家族・親せき」が 27.4%、「友人・知人・近所の人」が 25.5%となっています。



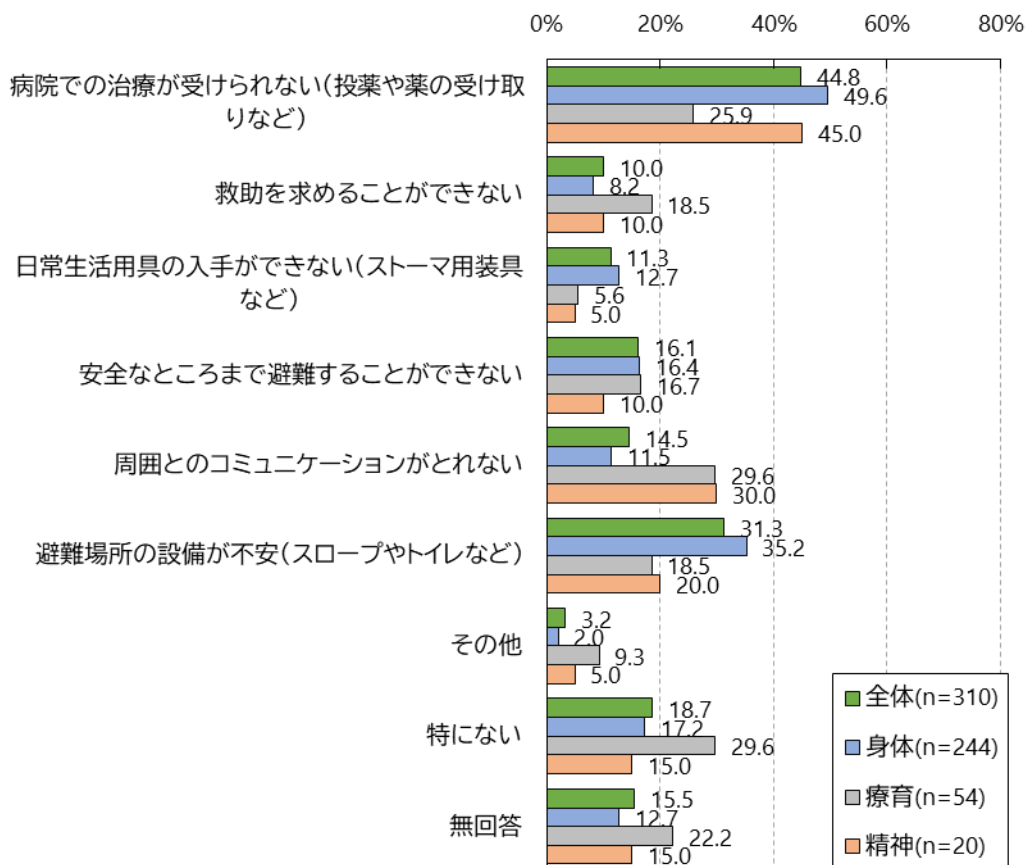
②あなたは、福祉避難所を知っていますか。

全体では、「知っている」が 11.0%、「知らない」が 79.7%となっています。



③あなたが、避難所で困りそうなことは何ですか。

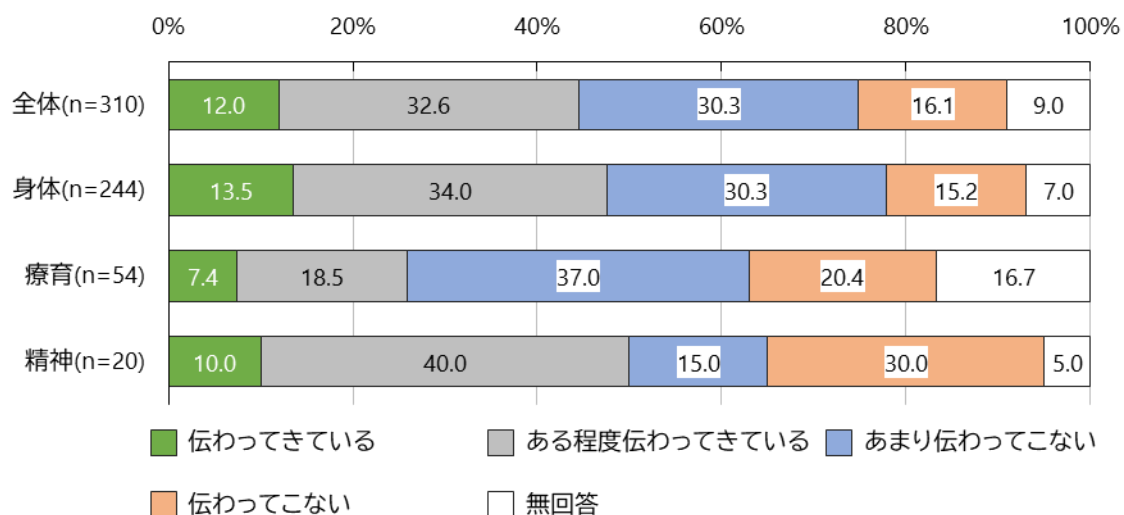
全体では、「病院での治療が受けられない(投薬や薬の受け取りなど)」が 44.8%と最も多く、次いで「避難場所の設備が不安(スロープやトイレなど)」が 31.3%、「特にない」が 18.7%となっています。



（6）情報収集について

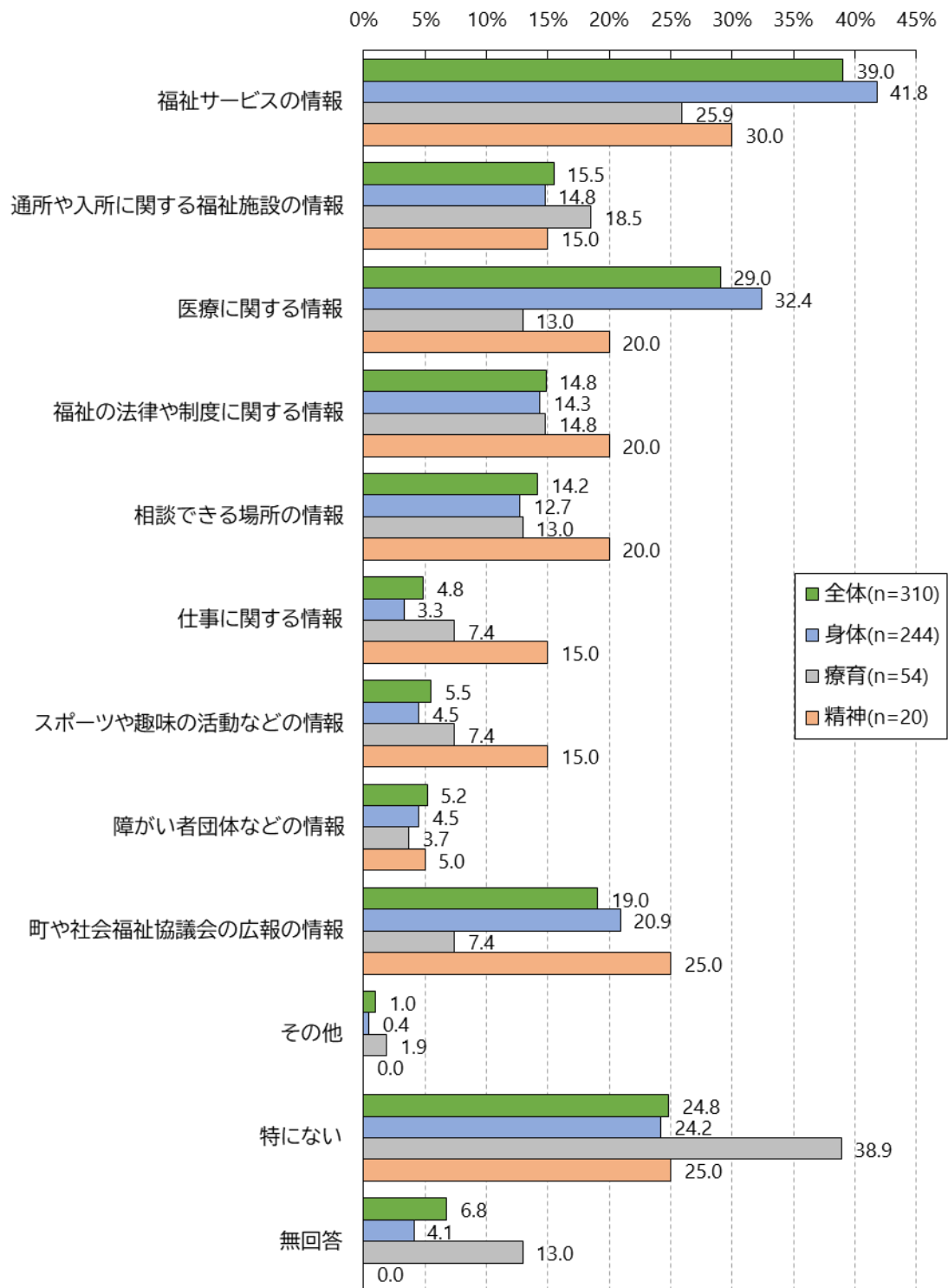
①福祉のサービス等に関する情報は、伝わってきていますか。

全体では、「ある程度伝わってきている」が 32.6%と最も多く、次いで「あまり伝わってこない」が 30.3%、「伝わってこない」が 16.1%となっています。



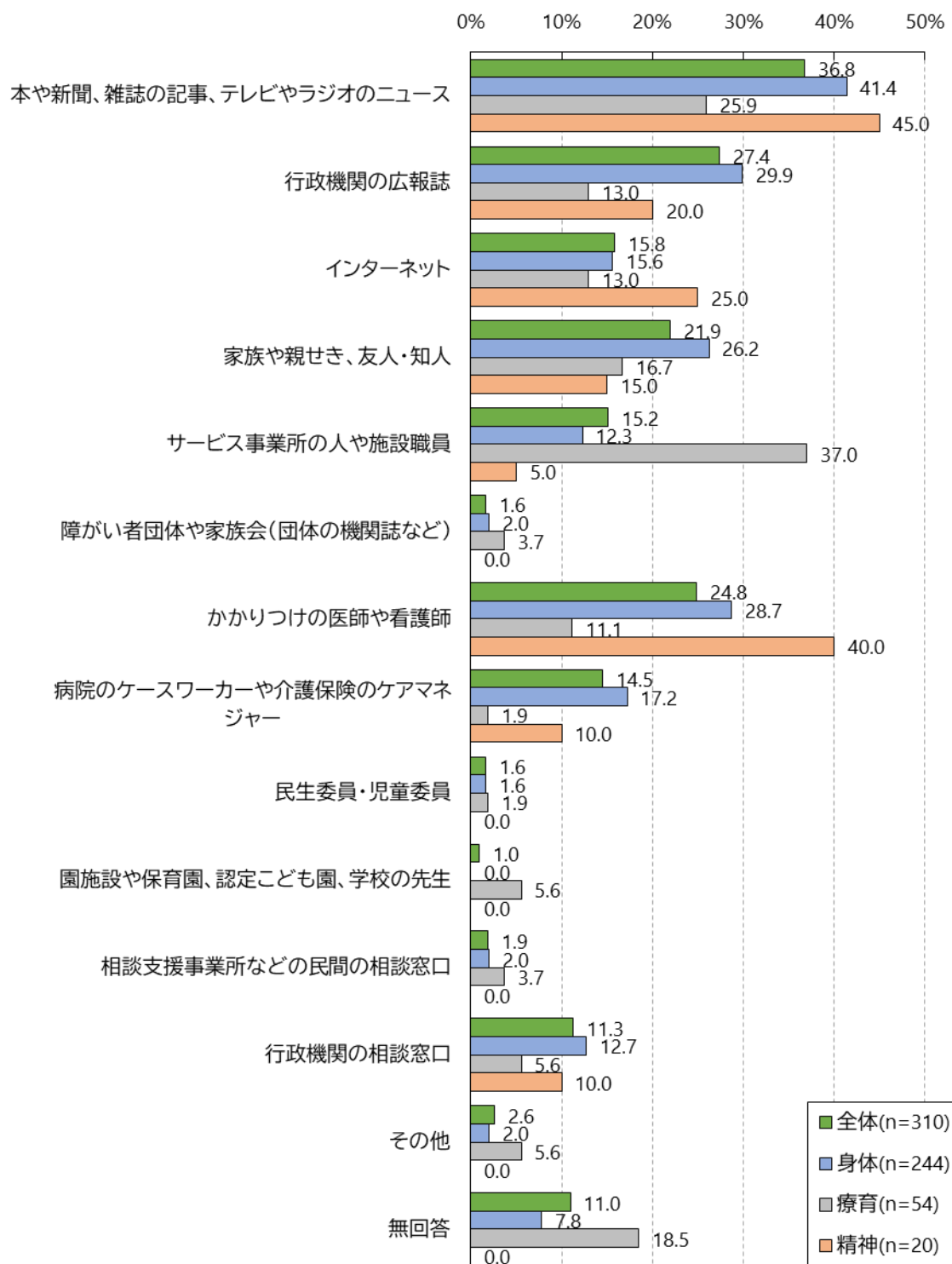
②あなたに必要な情報はどのようなものですか。

全体では、「福祉サービスの情報」が 39.0%と最も多く、次いで「医療に関する情報」が 29.0%、「特にない」が 24.8%となっています。



③あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。

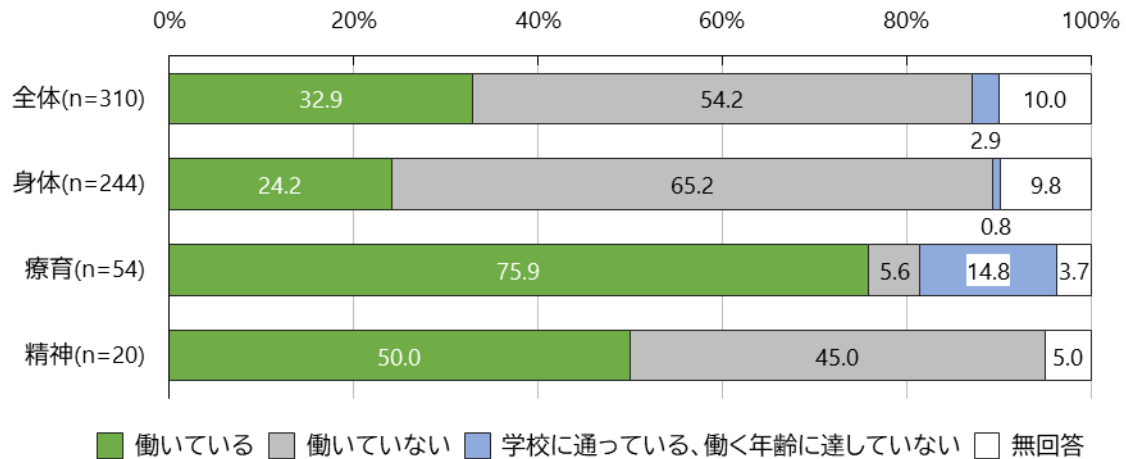
全体では、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が 36.8%と最も多く、次いで「行政機関の広報誌」が 27.4%、「かかりつけの医師や看護師」が 24.8%となっています。



(7) 就労について

①あなたは現在、働いていますか。

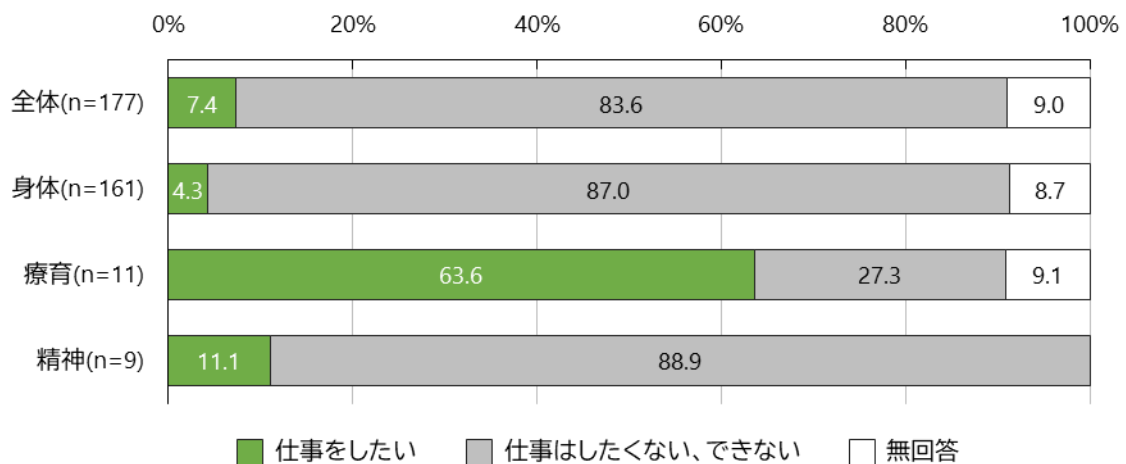
全体では、「働いていない」が 54.2%と最も多く、次いで「働いている」が 32.9%、「学校に通っている、働く年齢に達していない」が 2.9%となっています。



「働いていない」、「学校に通っている、働く年齢に達していない」と回答した人

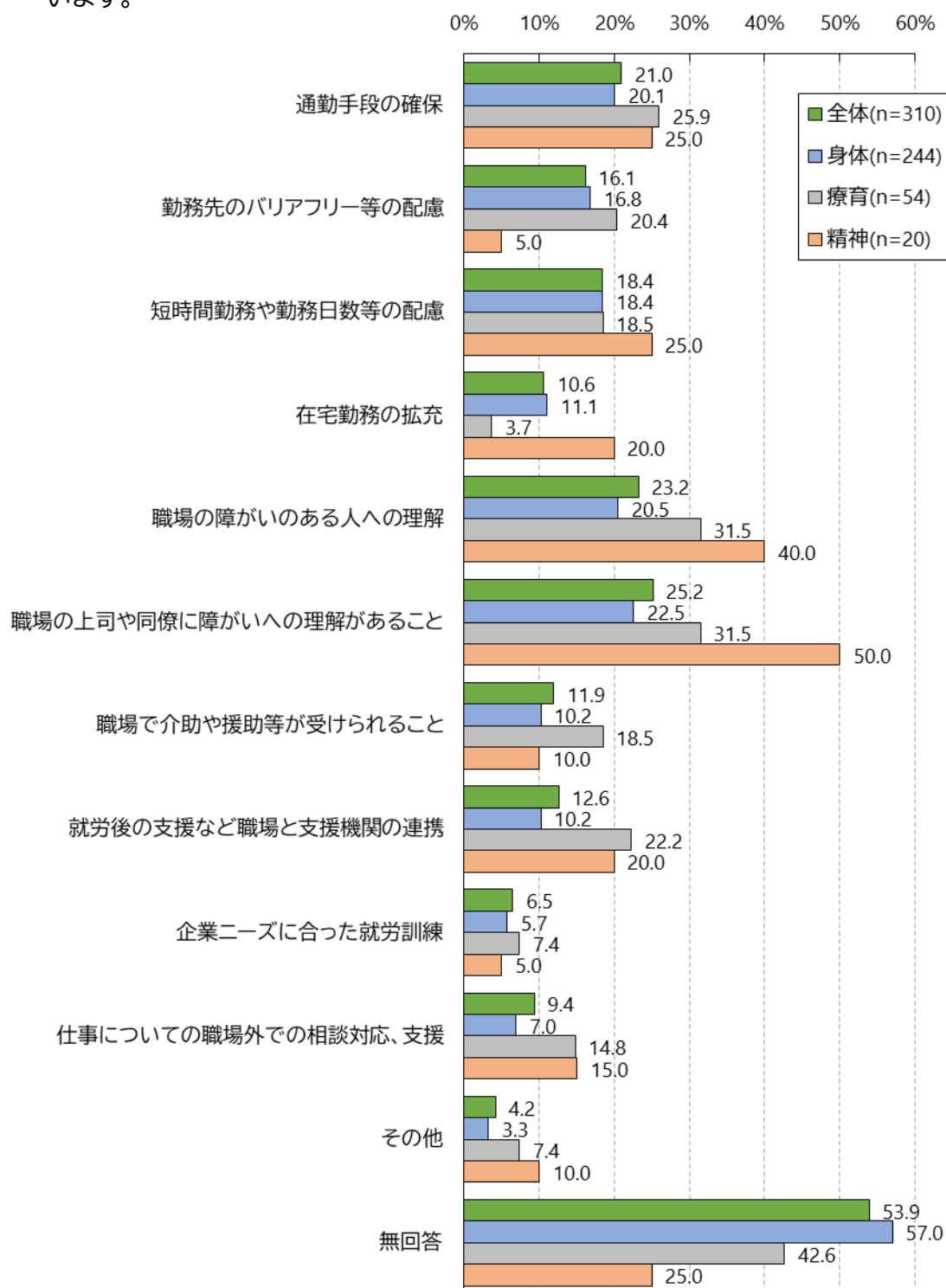
②あなたは今後、仕事をしたいと思いますか。

全体では、「仕事をしたい」が 7.4%、「仕事はしたくない、できない」が 83.6%となっています。



③あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

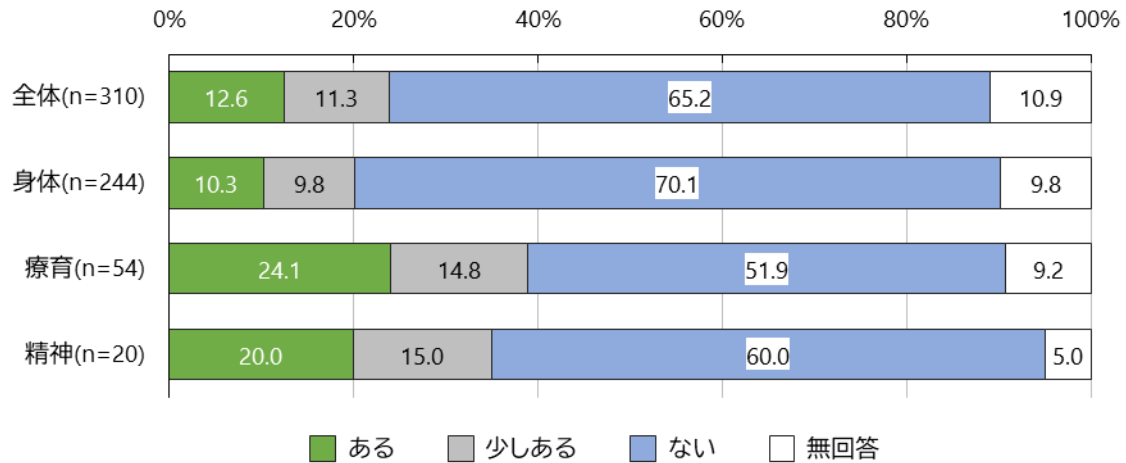
全体では、「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」が 25.2%と最も多く、次いで「職場の障がいのある人への理解」が 23.2%、「通勤手段の確保」が 21.0%となっています。



（８）権利擁護について

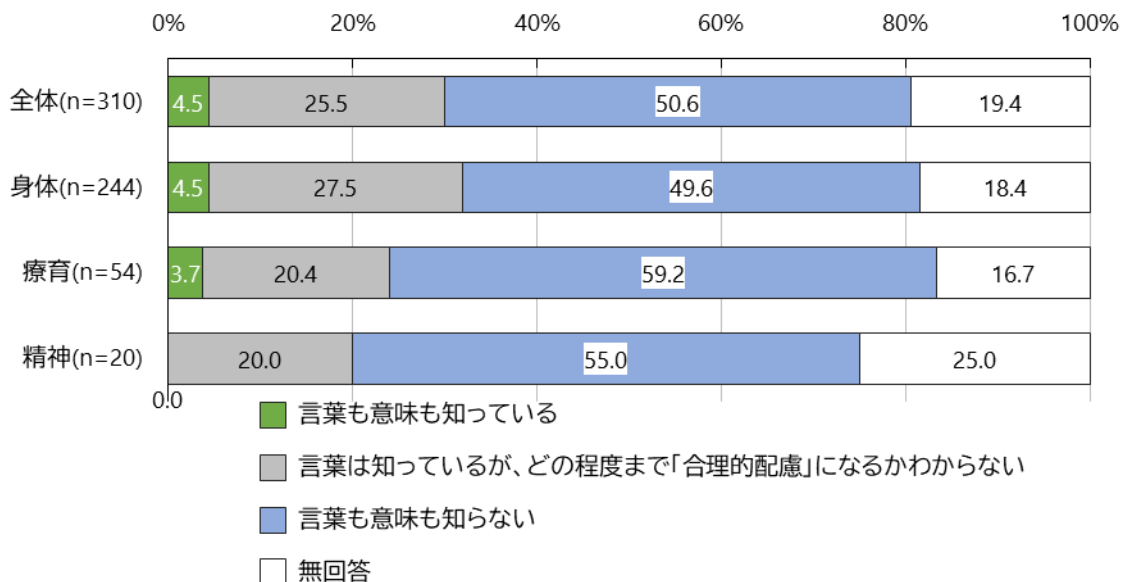
①あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。

全体では、「ない」が65.2%と最も多く、次いで「ある」が12.6%、「少しある」が11.3%となっています。



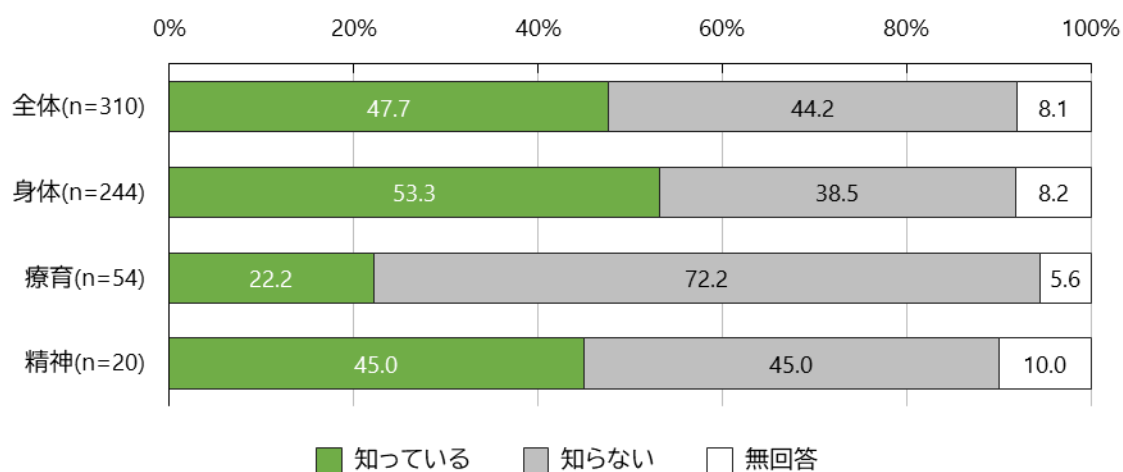
②あなたは「合理的配慮」について知っていましたか。

全体では、「言葉も意味も知らない」が 50.6%と最も多く、次いで「言葉は知っているが、どの程度まで「合理的配慮」になるかわからない」が 25.5%、「言葉も意味も知っている」が 4.5%となっています。



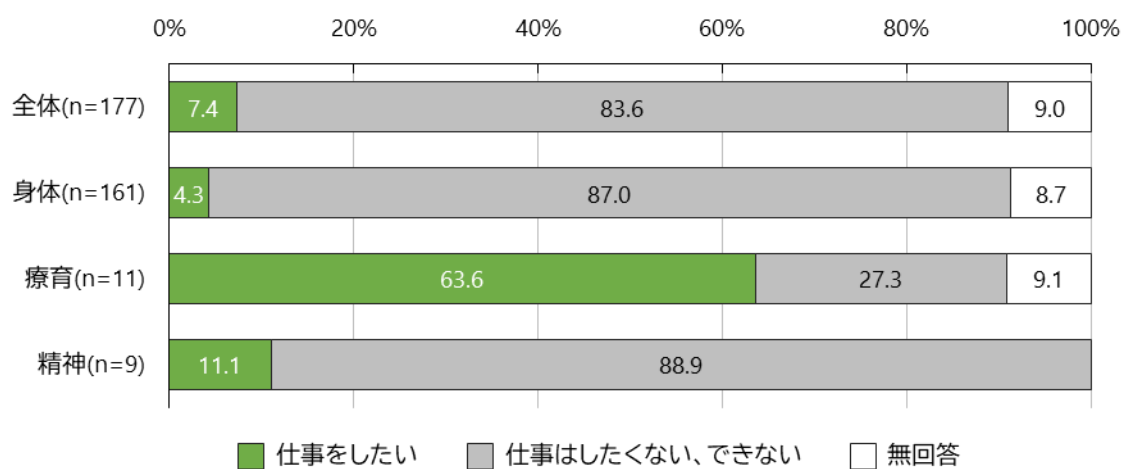
③成年後見制度についてご存じですか。

全体では、「知っている」が47.7%、「知らない」が44.2%となっています。



④あなたは成年後見制度の活用についてどう思いますか。

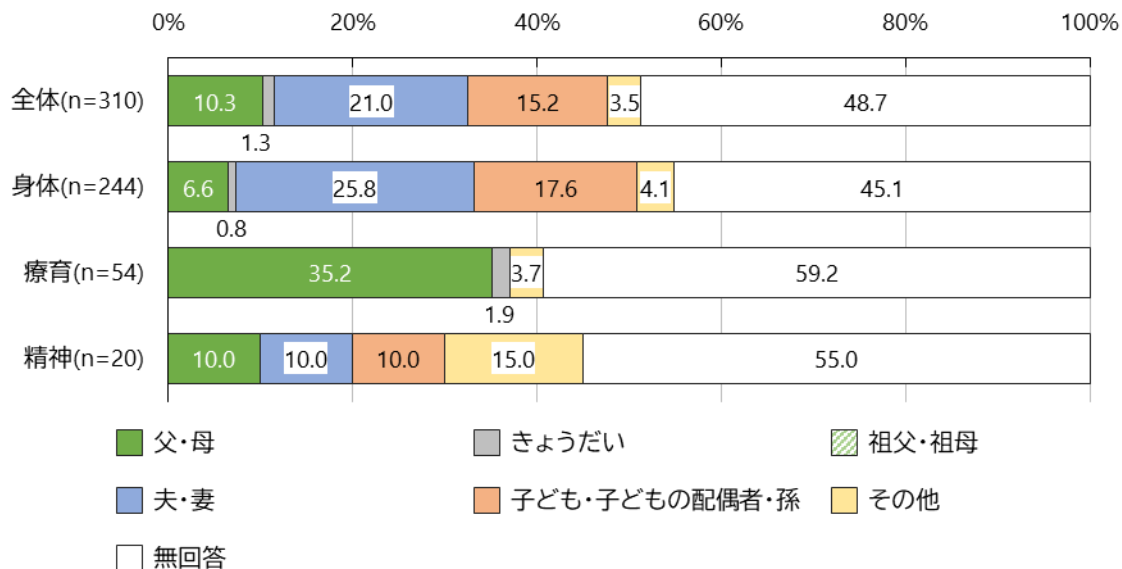
全体では、「わからない」が37.1%と最も多く、次いで「今は必要ないが、将来、必要になった場合は活用したい」が36.8%、「活用したいと思わない」が14.8%となっています。



（９）介助者・支援者について

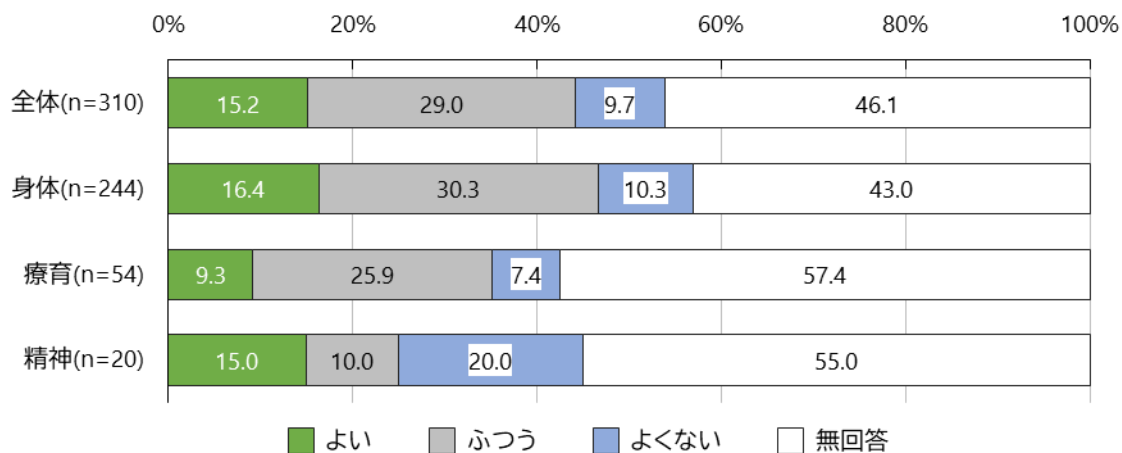
①主に介助や支援をしている方は、本人からみてどなたですか。

全体では、「夫・妻」が 21.0%と最も多く、次いで「子ども・子どもの配偶者・孫」が 15.2%、「父・母」が 10.3%となっています。



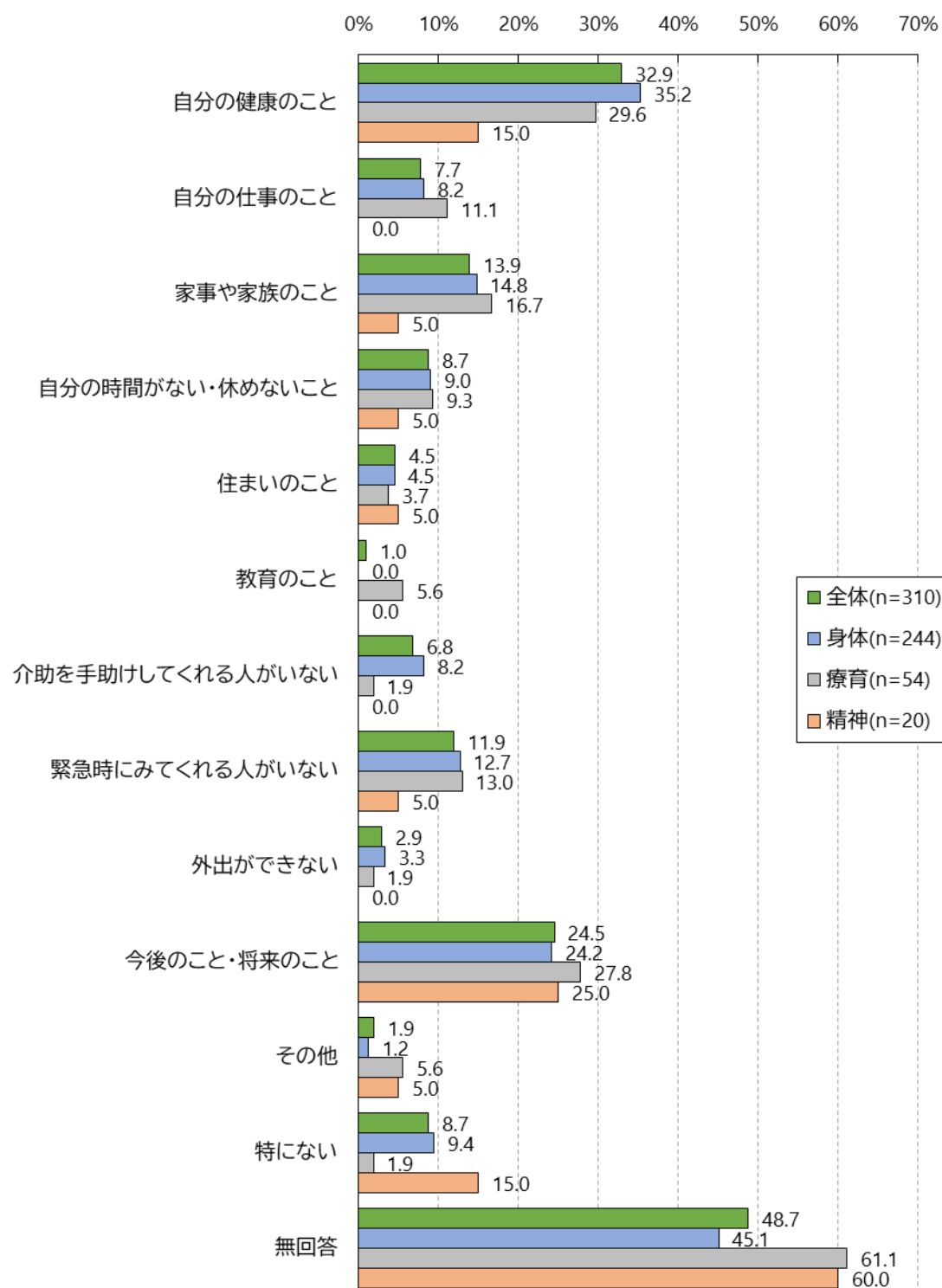
②主に介助や支援をしている方の健康状態をお答えください。

全体では、「ふつう」が 29.0%と最も多く、次いで「よい」が 15.2%、「よくない」が 9.7%となっています。



③ 介助や支援を行っていて困っていることや不安なことは何ですか。

全体では、「自分の健康のこと」が 32.9%と最も多く、次いで「今後のこと・将来のこと」が 24.5%、「家事や家族のこと」が 13.9%となっています。



（１０）障がい福祉の課題

障がいのある人を対象としたアンケート調査の結果や障がい福祉を取り巻く現状を踏まえ、本町における障がい福祉に関する課題を以下の５つの視点から整理します。

①情報提供、相談体制の整備

福祉サービス等の情報が伝わってこないという人は精神障がい者では３割、知的障がい者では２割となっており、情報格差が生じていることがわかる調査結果が出ています。近年、情報機器は急速に発達し、情報を得やすい社会となっていますが、障がいのある人や貧困家庭等、一部の人のにとっては、その恩恵を受けられていません。情報アクセシビリティの面でさらなる改善が必要となっています。また、情報機器だけでなく、あらゆる困りごとについて、相談可能な窓口の設置、そこであらゆる情報が得られ、困りごとに対して対応できる状況の整備が必要です。相談者や相談の内容によって窓口が分かれていたり、どこに相談すればよいかわからないという状況ではなく、誰もが知っている一つの窓口からすべての問題解決につながる相談体制の整備が課題となっています。

②就労支援の強化

国の方針において、障がいのある人を施設から地域へ、福祉施設から一般就労へ、地域社会の中へ移行する施策がとられてきました。就労状況は身体障がい者、精神障がい者の人は一般就労の人も多くなっていますが、知的障がい者の多くは福祉事業所での作業がまだまだ多い状況です。一般就労への移行の障壁は本人の障がいの状況もありますが、受け入れ先の理解という点で不安を感じる人が多くなっています。一人ひとりの状況に合ったきめ細かな就労支援とともに就労後も就労状態が長く継続できるようなケースごとの定着支援がますます必要とされています。

③災害時の備え

日本全国各所で自然災害の甚大な被害が大きく報道され、今後起こりうる災害について、本町も例外ではありません。災害時に頼りにできる人がいないという回答が精神障がい者で高く、避難行動に不安が残る状況となっています。また、避難所で困ることで、治療が受けられない、設備の不安、コミュニケーションの不安など、改善点についてのニーズが多くあげられています。多様な人を受け入れられる避難施設の改善と備蓄品等の準備は早急に対応すべき課題です。また福祉避難所についても整備と同様に周知の徹底が必要です。

④権利擁護の推進

差別を受けた経験があるという回答が知的障がい者、精神障がい者で一定数いることから、町民へ障がい、及び障がいのある人の理解促進を図る必要があります。また、知的障がい者を支援する親を中心に今後の心配をする声が多くあります。成年後見制度の認知度、関心もある程度高く、今後活用したいという意見も多くみられ、制度のニーズが広がることが予想されます。まずは制度の内容の情報提供に注力し、制度利用への準備を進めることが求められます。合理的配慮の認知度は当事者だけでなく、町全体で認知度を上げ、実施されることが必要です。障がいのある人がどんなことで困っていて、どういうことをしてあげるのがよいかを広く広報し、意識の醸成につなげることが重要です。

⑤支援体制の整備

本町の人口は少子高齢化が進み、今後さらに減少することが見込まれています。特に年少人口、生産年齢人口の減少が大きく、今後障がいのある方を支える、支え手側の減少が深刻な問題となっています。介助者・支援者の多くは父・母、夫・妻、子どもなど家庭内で介助をしているケースが調査結果からみられます。介助や支援が長期にわたる場合も多く、介助者の負担が大きくなることも予想されるため、家族介助者へのケアとともに必要な人に適切な福祉サービスがいつでも受けられる体制を整えることが重要です。生産年齢人口が減少していく中でホームヘルパーや医師、看護師の負担も大きくなることから、多様な機関と地域が連携し合って、効率的なサービスの展開が求められています。

第3章 計画推進の理念・目標

1 計画の基本理念

“共に生きる”地域社会づくり

「北海道障がい者条例」の理念である「障がいのある人が当たり前で暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という考え方を尊重し、障がいの有無にかかわらず、誰もが住みなれた地域で、互いの人格や個性を尊重し合い、共に支え合い、生きがいを持って暮らせる地域社会の実現（“共に生きる”地域社会づくり）を目指し、次に掲げる施策の柱に基づく取組を進めます。

施策の柱

- ①地域支援体制の充実
- ②自立と社会参加の推進
- ③共生の地域社会づくり
- ④療育・教育の充実
- ⑤障がい福祉サービス等の着実な展開

2 施策推進の基本目標

（１）地域支援体制の充実

総合的・専門的な相談支援体制の充実や、地域福祉の担い手育成、障がい者を支える人（ケアラー）の支援など、障がい者とその家族等が安心して地域で暮らせる支援体制づくりを進めます。

（２）自立と社会参加の推進

障がい者が地域で生き生きと暮らせるよう、就労支援体制の充実や、福祉事業所の活動支援など、自立と社会参加に向けた取組を推進します。

（３）共生の地域社会づくり

障がい者の権利擁護の推進や、障がいへの理解・配慮など、町民のこころを育む取組を推進します。また、居住環境や日常生活における支援サービスの充実など、暮らしの基盤づくりを進めます。

（４）療育・教育の充実

早期療育に向けた見守り・相談支援体制や、療育支援体制の充実を図るなど、全ての子どもが自分らしく成長できる環境づくりを進めます。

（５）障がい福祉サービス等の着実な展開

相談支援体制の充実や、指定サービス事業所の体制整備を支援するなど、各種法定サービスの着実な展開を推進します。

3 計画の施策体系

“共に生きる” 地域社会づくり

第2編 第6次障がい者基本計画

1 地域支援体制の充実	3 共生の地域社会づくり
(1) 相談支援体制の充実	(1) 町民理解の促進
(2) 担い手(人材)の育成・支援	(2) 権利擁護と意思決定支援
(3) 関係団体の活動支援と連携強化	(3) 住環境・日常生活支援の充実
(4) 障がい者を支える人(ケアラー)の支援	(4) 安全・安心の環境づくり
2 自立と社会参加の推進	(5) 適切な保健・医療の提供
(1) 就労支援体制の充実	(6) 情報バリアフリーの推進
(2) 福祉的就労の底上げ支援	4 療育・教育の充実
(3) 社会参加機会の提供	(1) 見守り・相談支援体制の充実
	(2) 療育支援体制の充実
	(3) 学齢期の教育支援体制の充実

第3編 第7次障がい福祉計画

1 指定障がい福祉サービス(成果指標と供給見込み量)
(1) 訪問系サービス (2) 居住系サービス (3) 日中活動系サービス (4) 相談支援(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)
2 地域生活支援事業(成果指標と供給見込み量)
(1) 必須事業(理解促進・啓発、移動支援、日常生活用具給付 など) (2) 任意事業(日中一時支援、展示・声の広報等発行 など)

第4編 第3次障がい児福祉計画

障がい児通所支援事業(成果指標と供給見込み量)
(1) 児童発達支援 (2) 放課後等デイサービス (3) 保育所等訪問支援 (4) 医療型児童発達支援 (5) 障害児相談支援

第2編 第6次障がい者基本計画

障がい者福祉施策の展開

1 地域支援体制の充実



(1) 相談支援体制の充実

【施策課題】

- 一人ひとりのニーズ・課題に的確に対応できる、総合的・専門的な相談支援体制の整備
- 身近な地域で、誰もが相談場所を理解し、いつでも安心して相談ができる体制の整備

【主な取組】

項目	内容
充実 基幹相談支援センターの設置	障がい者への総合的・専門的な相談支援体制を充実させるため、基幹相談支援センター(町単独)の設置を検討します。
町内における指定相談支援事業所の支援	身近な町内における安定的な相談窓口を確保するため、民間事業所による「指定相談支援事業所」の立ち上げを積極的に支援します。
充実 包括的な相談支援体制の充実	重層的な課題について、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、との連携による相談支援体制の充実を図ります。
ピアサポート・相談会事業	精神障がい者家族会よつば会と連携し、当事者・家族相互の情報交換や相談会等の取組を推進します。

(2) 担い手(人材)の育成・支援

【施策課題】

- 事業所職員や相談支援従事者等の知識や専門性を高める研修機会の提供
- 地域福祉・ボランティア活動を支える担い手の減少・高齢化への対応
- 担い手不足による担い手の負担を軽減できる体制の整備

【主な取組】

項目	内容
充実 サービス・相談支援従事者向け研修の実施	障がい者自立支援協議会部会を設置し、個別事例の検討を通じ、各種制度の情報提供や、福祉サービス・相談支援従事者に必要な研修機会を提供します。
地域のボランティア活動を支える担い手の育成	・「くりやま手話の会」と連携し、手話奉仕員養成研修を実施します。 ・「リーディングサービスとらいあんぐる」と連携し、音訳ボランティア養成講座を実施します。

（３）関係団体の活動支援と連携強化

【施策課題】

- 障がい者福祉関係団体等による自発的な地域福祉・ボランティア活動の支援
- 関係団体・福祉事業所・行政機関等のネットワーク強化による地域課題把握と施策反映

【主な取組】

項目	内容
障がい者福祉団体等の体制強化・自発的活動の支援	・関係団体による地域福祉・ボランティア活動の実施に必要な設備・備品等の整備を支援します。 ・町民が参加できる研修会開催等、関係団体による自発的な取組を支援します。
障がい者福祉団体の活動周知	町社会福祉協議会と連携し、障がい者福祉団体の活動情報の発信を行います。
充実 栗山町障がい者自立支援協議会の運営（ネットワーク強化）	・空知地域づくりコーディネーター（道事業）と連携し、関係者のネットワーク強化による地域課題の把握、施策反映等を推進します。 ・障がい者自立支援協議会部会を設置し、個別事例の検討を通じた地域サービスの基盤の開発・改善を行います。

（４）障がい者を支える人（ケアラー）の支援

【施策課題】

- 障がい者を支える取組と同時に、それらを支える人（ケアラー）の支援

【主な取組】

項目	内容
ケアラー支援の必要性の周知、啓発	町社会福祉協議会等と連携し、ケアラー支援の必要性について、町広報等を活用し周知、啓発を図ります。
ケアラーへの心理的、経済的、社会的支援の取組	町社会福祉協議会、基幹相談支援センター等と連携し、ケアラーへの心のケア、経済的、社会参加、自立促進への支援に取り組めます。

2 自立と社会参加の推進



(1) 就労支援体制の充実

【施策課題】

- 関係機関による就労支援ネットワークの充実と一般就労・職場定着の推進
- 障がい特性に応じ、適切な就労支援サービスを利用できる環境づくり
- 就労相談等を通じて、その人にあったケースごとの就労支援、定着支援の提供

【主な取組】

項目	内容
就労相談・支援体制の充実	空知障がい者就業・生活支援センターや各相談支援事業所等と連携した、就労相談・職場体験・就労定着支援等の体制強化を図ります。
就労支援ガイドの作成	就労支援事業所(作業内容・製品情報等)や、障がい者雇用制度等の情報を掲載したガイドブック(情報誌)を作成し、障がい特性に応じた適切な情報提供を行います。
精神障がい者等の事業所通所に係る交通費助成	公共交通機関の割引制度の適用が受けられない精神障がい者等が、就労支援事業所へ通所する際の交通費の一部を助成します。
新規 障がい者を雇用する企業への支援・理解促進	障がい者の働く意欲と、能力を有する障がい者の雇用促進を図るため、企業への実態調査を行い、一般就労・職場定着に関する課題や必要な支援等に取り組みます。

(2) 福祉的就労の底上げ支援

【施策課題】

- 障がい者の経済的な自立を支援するため、就労支援事業所による収益性の確保や、販路拡大等による工賃水準向上のための取組を促進

【主な取組】

項目	内容
障がい者就労支援事業所からの役務・物品等の優先調達の推進	町予算編成に併せて関係課所に周知・呼びかけを行うなど、就労支援事業所の製品利用や事務事業の委託など、役務・物品等の優先調達の推進に努めます。
障がい者就労支援事業所による収益体制確保や工賃水準の向上のための取組の支援	・収益性確保に必要な設備・備品の整備を支援します。 ・商品開発や、販路拡大、ブランド力向上などの新規事業展開を支援します。
就労支援事業所における事業内容や製品情報等の積極的な周知	事業所ガイドブック等を活用し、広く町民への情報提供を行うとともに、商工業団体等への情報提供により民間相互の連携構築の促進を図ります。

（３）社会参加機会の提供

【施策課題】

- 障がいの有無にかかわらず、広く町民が交流できる機会の創出
- スポーツ・地域活動に参加できる機会づくり

【主な取組】

項目	内容
「ふれあいレクリエーション」事業の実施	栗山町自立支援連絡協議会が実施する、障がい者関係団体・事業所の交流機会「ふれあいレクリエーション」事業を支援します。（バス借上料相当の助成）
「ふれあい広場くりやま」開催への支援・協力	ボランティア団体等と連携し、全町的な福祉イベント「ふれあい広場くりやま」開催に必要な協力・支援を行います（手話通訳者の派遣等）。
障がい者スポーツの推進	栗山町身体障害者福祉協会と連携し、障がい者スポーツの体験機会の提供や、各種スポーツ大会への参加促進など、障がい者スポーツの推進を図ります。
地域活動支援センター事業	北海道社会福祉事業団福祉村と連携し、就労が困難な障がい者に対し、日中活動機会の提供や、身体機能の維持のための機能訓練の機会などを提供します。

3 共生の地域社会づくり



(1) 町民理解の促進

【施策課題】

- 障がい者に対する誤解や偏見など社会的障壁の解消のため、多様な障がいに対する町民理解を高める機会の充実
- 障がい者就労事業所等の取組の町民周知(町民理解の促進)

【主な取組】

項目	内容
幼児・学校教育等と連携した福祉体験・教育機会の充実	障がい福祉事業所への訪問や交流事業、障がい者への合理的配慮の提供など、子どもたちの発達段階に応じた福祉体験・教育を推進します。
町広報等を活用した継続的な町民啓発の実施	各障がいに対する基本的な理解、障がい者を取り巻く環境や地域生活の現状、各事業所における活動状況の報告など、町広報等を通じて継続的な町民啓発を行います。
障がい者福祉団体等の自発的活動の支援	広く町民が参加可能な研修会開催や啓発活動等、関係団体による取組を支援します。
新規 ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発	外見からは配慮を必要としているか分かりにくい方の意思表示を支援するため、ヘルプマーク及びヘルプカードの普及・啓発に努めます。

（２）権利擁護と意思決定支援

【施策課題】

- 障がい者に対する虐待の予防や養護者への支援
- 障がい者に対する差別の解消と合理的配慮の提供(障がい者差別解消法の啓発)
- 制度の利用が必要な人、その家族や周辺の人、事業者等への幅広い制度の周知
- 日常生活等における判断能力に課題を抱える障がい者による成年後見制度等の利用促進

【主な取組】

項目	内容
権利擁護研修会の開催	町地域包括支援センターと連携し、権利擁護に関する研修会を開催します。
充実 差別解消・合理的配慮の提供に向けた周知・啓発	・障がい理由とする差別的取扱いの禁止や、職場環境における障がいのある人への合理的配慮の提供義務等について企業等の理解促進につなげていく為、町広報等を通じて、周知・啓発を行います。 ・町職員の窓口等における合理的配慮の着実な提供を推進します。
成年後見制度等の利用促進	・権利擁護研修会等の機会を通じて、制度の周知徹底を図るとともに、家庭裁判所への申立に係る助言や、書類作成等に係る支援を行います。 ・高齢者福祉分野と連携し、法人後見・市民後見人の育成を進めます。

（３）住環境・日常生活支援の充実

【施策課題】

- 障がい者の重度化・高齢化等に対応できる住環境づくり
- 障がい者の地域での暮らしを支える生活支援サービスの充実

【主な取組】

項目	内容
民間事業所によるグループホーム等の環境改善の支援	障がい者の重度化・高齢化への対応（バリアフリー改修）など、民間事業所による住環境向上の取組を支援します。
町営住宅の利用に係わる配慮	障がい者や高齢者の身体状況に応じて、バリアフリー対応の町営住宅の利用など、可能な配慮を行います。
移動支援事業の充実（社会参加の足の確保）	高齢者福祉分野と連携し、福祉有償運送や送迎ボランティアの仕組みなど、障がい児（者）に対する車両移送支援の充実に向けた検討を進めます。
日常生活用具給付事業	・日常生活に要する用具の給付（品目の随時見直し） ・日常生活用具給付における住宅改修助成により、在宅生活におけるバリア解消を支援します。
障がい者除雪費用助成事業	障がい者の冬期の生活を支援します。（対象要件の見直し等、制度の改善を図ります。）
日中一時支援事業	在宅で障がい者を支える介護者の就労支援や一時的な休息等の確保のため、日中一時支援事業を実施します。
新規 訪問入浴サービス事業	身体に重度の障がいがあり、居宅での入浴が困難な在宅の重度障がい者の居宅を訪問し、入浴介護を行います。
福祉ハイヤー利用料金助成	下肢・体幹機能・視覚障がい１級または２級、重度の知的障がい者、町内で人工透析療法を受けている腎臓機能障がいの方を対象に、ハイヤーチケットを助成します。（年間２４枚×６００円）

（４）安全・安心の環境づくり

【施策課題】

- 疾病や災害等の緊急時に迅速に対応できる支援体制と、平常時の見守り支援体制の充実
- 普段から災害を意識した避難所の機能強化、周知の拡大

【主な取組】

項目	内容
日常生活用具給付事業(再掲)	聴覚障がい者を対象に、自動消火器・火災警報器等を給付します。
緊急通報装置の設置促進	急病時等に、総合警備保障会社ALSOKに直接連絡が可能な緊急通報装置の設置を促進します。
避難行動要支援者名簿の整備	避難行動要支援者の名簿登録と、避難支援関係者(民生委員・児童委員等)への情報提供により、日常的な見守り支援活動の充実を図ります。
電話サービスの実施(栗山町社会福祉協議会事業)	障がいのある方に対して、電話サービス事業による定期的な安否確認、声かけ支援を行います。

（５）適切な保健・医療の提供

【施策課題】

- 障がいの原因となる疾病の予防・早期発見・治療の促進
- 特定疾患患者等の治療に係わる世帯の経済的負担の軽減
- 精神障がいにも対応した保健・医療・福祉関係者のネットワークづくり

【主な取組】

項目	内容
健診体制の充実	・障がいの原因となる疾病の予防・早期発見のため特定健康診査、がん検診等を実施します。 ・受診率向上対策として、個別勧奨や受けやすい健診体制を整えます。
健康相談・健康教育の実施	健康づくりに関する普及啓発、疾病の重症化予防や適切な受診勧奨など保健指導を実施し、心身の健康づくりを推進します。
特定疾患患者等通院費助成	特定疾患等の治療のため、本人及び介護者の通院に要する交通費の一部を助成します。(助成額は公共交通機関換算の1/2)

（６）情報バリアフリーの推進

【施策課題】

- 情報通信機器の活用等と通信機器を持たない人や障がい者等への情報格差の解消
- 情報提供手段の充実と誰もが簡単に情報を得られるコミュニケーション支援

【主な取組】

項目	内容
拡大読書器・助聴器の整備および音声再生器の貸出	・役場の各課窓口と主要公共施設に拡大読書器と助聴器を設置し、障がい者に配慮した窓口対応を行います。 ・日常生活用具の対象とならない視覚障がい者等に音声再生器の貸出を行います。
「声の広報」発行事業	栗山リーディングサービス「とらいあんぐる」が主体となり、「声の広報」（町広報・議会だより）を発行し、視覚障がい者への行政情報の提供を行います。
手話通訳者派遣事業	北海道ろうあ連盟と連携（事業委託）し、聴覚障がい者に対するコミュニケーション支援（手話通訳者の派遣）を行います。

4 療育・教育の充実



(1) 見守り・相談支援体制の充実

【施策課題】

- 環境条件に影響する障がいの予防のため、妊娠期からの保健指導を推進
- 障がいのある子どもの早期発見から早期療育、学齢期への円滑な移行などが適切に行えるよう、関係機関の連携による相談支援体制を充実

【主な取組】

項目	内容
妊娠期からの相談支援の充実	・妊娠・出産・子育てに関する相談日や講座、家庭訪問等を実施し、妊娠期から切れ目のない相談支援を実施します。 ・保護者が、子どもの発達・発育を理解し、子育てができるよう支援します。
乳幼児健診事業や子育て支援事業等と連携した早期療育支援の推進	乳幼児健診等の保健事業との連携や、子育て支援センター、民生委員・児童委員等の関係機関と連携し、早期療育に向けた発達状況の確認や見守り活動を推進します。
栗山町子ども相談支援事業	「栗山町子ども発達サポートセンター」内において、発達相談から支援計画の策定、町内外の療育関係機関へのつなぎなど、専門職員による相談支援機能の充実に図ります。また「栗っ子ファイル」(個別教育支援計画)等を活用した学齢期への円滑な移行を推進します。
関係団体による研修・啓発活動等の取組の支援	栗山町ことばを育てる親の会等の関係団体が行う、保護者や支援者を対象とした研修会や、啓発活動等の取組を積極的に支援します。
医療的ケアが必要な児童への支援体制の充実	人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な児童への支援体制の整備に向けて、関係者による研修・協議の場を設けます。

(2) 療育支援体制の充実

【施策課題】

- 子ども・子育て支援の充実と、適切な発達支援に向けた支援拠点機能の充実
- 町内における児童通所事業所の設置や療育環境の向上

【主な取組】

項目	内容
栗山町子ども発達サポートセンター事業	発達支援の拠点機能を担い、運動や遊びを通じた基本的な生活習慣の指導や、集団生活の適応訓練等の機会を提供し、子どもの発達を支援します。
子育て支援センター事業	保護者の子育てに対する負担感等の緩和や子ども達の健全な成長のため、主に就学前の児童と保護者の遊び・交流活動の場を提供します。また、専任保育士の配置による、子育て相談や見守り支援活動を行います。
療育研修会の開催	保育士・幼稚園教諭等の指導者や保護者を対象とした研修機会の充実を図ります。
充実 栗山町子ども発達・療育支援事業(助成対象の見直し・拡大)	児童通所事業(児童発達支援、放課後等デイサービス事業)の利用料や、通所・通院に要する交通費の一部を助成するとともに、助成割合の拡充を検討します。(町内通所:全額助成、町外通所:全額助成)
町内における児童通所事業所の療育環境向上の取組の支援	児童の療育環境の向上を目的に、町内に拠点を設ける民間事業所が行う必要な設備・備品の整備や研修事業等を支援します。

（３）学齢期の教育支援体制の充実

【施策課題】

- 配慮が必要な児童への支援体制の強化
- 児童生徒による障がいの理解や助け合いの意識の醸成

【主な取組】

項目	内容
特別支援教育の推進	小中学校への特別支援教育支援員の配置や、教育関係者への研修機会の提供など、特別支援教育を推進します。
学校教育と連携した福祉体験・教育機会の充実(再掲)	障がいに対する基本的な理解の促進、障がい者への合理的配慮の提供など、子どもたちの発達段階に応じた福祉体験・教育を推進します。
学習支援事業等の推進	北海道との連携により訪問型・拠点型の学習支援事業(生活困窮者自立支援制度)を推進します。

第3編 第7次障がい福祉計画

障がい福祉サービス等の展開

1 指定障がい福祉サービス

1 成果目標（令和8年度末の目標）

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行（継続）

【国、道の目標】

目標値	第3期 (H24～26年度)	第4期 (H27～29年度)	第5期 (H30～R2年度)	第6期 (R3～R5年度)	第7期 (R6～R8年度)
国の基本方針	30.0%	12.0%	9.0%	6.0%	6.0%
道障がい福祉計画	25.2%	12.0%	3.8%	2.4%	6.0%

【町の目標】

項目	目標値等	考え方
令和5年3月31日時点の入所者数	37人	—
【目標1】 目標年度(R8)の地域生活移行者数	2人	上記の施設入所者数のうち、令和8年度末において、6%相当数の方が、施設入所からグループホーム等の地域生活へ移行することを基本として、地域の実情を踏まえて設定する。
【目標2】 目標年度(R8)の減少見込数	1人	令和8年度末の施設入所者数が、上記の施設入所者数から1.6%相当減少することを基本として、地域の実情を踏まえて設定する。

（2）地域生活支援拠点等が有する機能の充実（継続）

【国、道の目標】

国の基本方針	各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う
道障がい福祉計画	令和8年度までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーター及び担当者の配置、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証する

【町の目標】

項目	目標値等	考え方
地域生活支援拠点等の数	1箇所	「基幹相談支援センター」を町単独での設置を検討し、併せて拠点コーディネーターを配置し、相談支援・居住支援・人材育成支援等の機能を持つ、地域生活支援拠点の整備を進めます。
拠点コーディネーターの 配置人数	1名	

(3) 福祉施設から一般就労への移行等(継続)

①福祉施設から一般就労への移行者数(継続)

【国、道の目標】

国の基本方針	一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.28倍以上
道障がい福祉計画	福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中一般就労に移行する者を令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上

【町の目標】

項目	目標値等	考え方
令和4年度(1年間)の一般就労移行者実績	0人	—
【目標】 目標年度(R8)までの年間一般就労移行者数	1人	令和4年度(1年間)の移行実績の1.27倍を基本として、地域の実情を踏まえて設定する。

②就労移行支援事業における一般就労への移行者数(継続)

【国、道の目標】

国の基本方針	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上
道障がい福祉計画	就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上

【町の目標】

項目	目標値等	考え方
令和4年度(1年間)の就労移行支援事業所移行者実績	2人	—
【目標】 目標年度(R8)までの年間事業所移行者数	2人	令和4年度(1年間)の移行実績の1.3倍を基本として、地域の実情を踏まえて設定する。

③就労継続支援事業における一般就労への移行者数(継続)

【国、道の目標】

国の基本方針	—
道障がい福祉計画	就労継続支援A型事業は、令和3年度の移行実績の概ね1.29倍以上 就労継続支援B型事業は、令和3年度の移行実績の概ね1.28倍以上

【町の目標】

項目	目標値等	考え方
令和4年度(1年間)の就労継続支援事業所移行者実績	就労継続支援A型	0人
	就労継続支援B型	0人
【目標】 目標年度(R8)までの年間事業所移行者数	就労継続支援A型	1人
	就労継続支援B型	1人

④就労定着支援事業の利用者数（継続）

【国、道の目標】

国の基本方針	就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
道障がい福祉計画	就労定着支援事業の就労定着率は、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業者を全体の2割5分以上

【町の目標】

項目	目標値等	考え方
利用者数	1人 (70%)	就労移行支援事業等により一般就労に移行した人のうち、国等の方針である7割以上を目標に就労定着支援事業の利用者数を設定する。

（４）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（継続）

【町の目標】

項目	目標値等	考え方
保健・医療・福祉関係者等による協議の場の設置	圏域との連携により設置	精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を設置し、当事者を支える地域包括ケアシステムの構築を目指します。

（５）相談支援体制の充実・強化等（継続）

【町の目標】

項目	目標値等	考え方
総合的・専門的な相談支援及び地域の相談機関との連携強化	実施	基幹相談支援センターを中心に、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施と、地域包括支援センターや民生委員・児童委員等との連携体制の強化を目指します。

（６）障がい福祉サービスの質の向上（継続）

【町の目標】

項目	目標値等	考え方
障がい福祉サービスに係る研修等への町職員の参加	2人	町職員が各種研修等に積極的に参加し、障害者総合支援法の具体的内容の理解を深め、障がい福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行います。
サービス・相談支援従事者向け研修の実施	1回	障がい者自立支援協議会部会を設置し、個別事例の検討・協議を行い、各種制度の情報提供や、福祉サービス・相談支援従事者に研修の機会を提供します。

2 サービスの供給見込量

(1) 訪問系サービス

【第6次計画利用実績値及び第7次計画見込値】

サービス名	単位		第6次計画			第7次計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	計画	人／月	10	11	12	9	9	9
		時間／月	65	70	75	43	41	39
	実績	人／月	12	14	9			
		時間／月	61	52	45			
重度訪問介護	計画	人／月	1	1	1	1	1	1
		時間／月	45	45	45	45	45	45
	実績	人／月	1	0	0			
		時間／月	379	0	0			
行動援護	計画	人／月	1	1	1	3	3	3
		時間／月	16	16	16	18	18	18
	実績	人／月	1	2	2			
		時間／月	2	8	9			
同行援護	計画	人／月	1	1	1	1	1	1
		時間／月	16	16	16	17	17	17
	実績	人／月	1	1	1			
		時間／月	4	3	17			
同行援護重度障害者 等包括支援	計画	人／月	0	0	0	1	1	1
		時間／月	0	0	0	120	120	120
	実績	人／月	0	0	0			
		時間／月	0	0	0			

【サービス内容】

サービス名	内容	障害支援区分
居宅介護	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・洗濯・掃除等の家事支援、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。	区分1以上 ※通院等介助区分2以上
重度訪問介護	重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいがあり、常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除などの家事支援、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。	区分4以上 ※重度の肢体不自由又は行動上著しい困難を有する障がい者
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ・食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。	区分3以上
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある方が外出する際、本人に同行し、情報の提供や、移動の援護、排せつ・食事等の介護など必要な援助を行います。	区分2以上 ※身体介護が必要の無い方は区分なし
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方の中でも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的にを行います。	区分6

【サービス見込量確保のための方策】

訪問系サービスについては、今後大きなニーズの増加は見込んでいませんが、「行動援護」については、知的障がい者が増加傾向にあるため、若干の増加を見込んでいます。ニーズに応じた適切なサービス提供ができるよう、サービス提供事業者へ専門的人材の確保と質の向上を図るよう、研修体制の充実に努めます。また、利用見込みがないサービスについても、新しいニーズが生じた場合のことも考慮し、近隣自治体も含めて対応できるよう、事業者と人材の養成、確保に努めます。

(2) 居住系サービス

【第6次計画利用実績値及び第7次計画見込値】

サービス名	単位		第6次計画			第7次計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
共同生活援助 (グループホーム)	計画	人／月	57	59	61	73	77	82
	実績		57	63	69			
施設入所支援	計画	人／月	36	35	35	38	39	39
	実績		35	37	38			
自立生活援助	計画	人／月	1	1	1	1	1	1
	実績		0	0	0			

【サービス内容】

サービス名	内容	障害支援区分
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談や入浴・排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。このサービスは、孤立の防止、生活への不安の軽減なども期待されます。	—
施設入所支援	施設に入所する障がいのある方に対して、主に夜間において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。	区分4以上 ※50 歳以上の方は区分3以上
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助(グループホーム)等から、賃貸住宅等で一人暮らしを希望する障がいのある方に対し、一定の期間、定期的に居宅を訪問し、生活状況の確認を行うとともに、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。利用者からの相談・要請がある場合は随時の対応も行います。	—

【サービス見込量確保のための方策】

居住系サービスの提供については、今後障がい者の高齢化も見込まれることから、ニーズの増加を見込んでいます。グループホームについては事業所への支援、ヘルパーの確保や研修体制の整備、手続き処理の簡略化など負担の軽減に努めます「栗山町ふるさと福祉基金」助成事業を活用し、町内グループホームの居住環境改善の取組を継続して支援するとともに、グループホームや施設の空き状況の把握・情報提供により、サービス利用に向けた支援体制の充実を図ります。また、「自立生活援助」については、引き続き町内でサービスを担う事業者の新規開設を促し、必要なサービス提供体制の確保に努めます。

(3) 日中活動系サービス

【第6次計画利用実績値及び第7次計画見込値】

サービス名	単位		第6次計画			第7次計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	計画	人／月	56	56	56	67	69	70
		日／月	1,176	1,176	1,176	1,376	1,406	1,437
	実績	人／月	58	63	66			
		日／月	1,199	1,287	1,347			
療養介護	計画	人／月	1	1	1	1	1	1
	実績	人／月	1	1	1			
自立訓練 (機能訓練)	計画	人／月	1	1	1	1	1	1
		日／月	10	10	10	10	10	10
	実績	人／月	0	0	0			
		日／月	0	0	0			
自立訓練 (生活訓練)	計画	人／月	1	1	1	1	1	1
		日／月	10	10	10	25	25	25
	実績	人／月	1	1	1			
		日／月	23	22	25			
宿泊型自立訓練	計画	人／月	1	1	1	1	1	1
		日／月	30	30	30	30	30	30
	実績	人／月	2	2	1			
		日／月	51	56	30			
就労移行支援	計画	人／月	3	3	3	2	2	2
		日／月	66	66	66	20	20	20
	実績	人／月	1	2	0			
		日／月	4	4	0			
就労継続支援 (A型)	計画	人／月	8	9	10	10	11	12
		日／月	170	190	210	171	187	205
	実績	人／月	10	13	9			
		日／月	166	191	156			
就労継続支援 (B型)	計画	人／月	78	80	82	91	94	98
		日／月	1,560	1,600	1,640	1,650	1,691	1,732
	実績	人／月	78	89	88			
		日／月	1,456	1,460	1,610			
就労定着支援	計画	人／月	1	1	1	1	2	2
	実績	人／月	0	0	0			
短期入所 (ショートステイ)	計画	人／月	3	4	5	8	8	8
		日／月	10	12	15	13	13	13
	実績	人／月	0	2	4			
		日／月	0	10	20			

【サービス内容】

サービス名	内容	障害支援区分
生活介護	常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護や、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。	区分3以上 ※50歳以上の場合は、区分2以上
療養介護	医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。	区分5以上 ※1・※2
自立訓練(機能訓練)	身体障がいのある方又は難病を患っている方などに対して、障がい福祉サービス事業所又は障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法、その他の必要なリハビリテーションを行うとともに、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。	—
自立訓練(生活訓練)	知的障がい又は精神障がいのある方に対して、障がい福祉サービス事業所又は障がいのある方の居宅において、入浴・排せつ・食事など、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。	—
宿泊型自立訓練	知的障がい又は精神障がいのある方に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するために支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。	—
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。(利用者の年齢等に応じて就労アセスメントも実施します。)	—
就労継続支援A型(雇用型)	企業等に就労することが困難な障がいのある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	—
就労継続支援B型(非雇用型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。	—
就労定着支援	一般就労に移行した障がい者に対して相談支援を行い、就労に伴う環境変化により生じている生活課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整・課題解決等の援助を一定期間提供します。	—
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。障がい者支援施設等で実施している福祉型と、病院等で実施している医療型があります。	区分1以上

※1 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、障害支援区分が区分5以上の者

※2 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者

【サービス見込量確保のための方策】

知的障がい者（発達障がい含む）が増加傾向にあるため、ニーズの増加を見込んでいます。「生活介護」については、需要の高まりが見込まれることから、事業者と連携し、サービス提供体制を整え、必要量の確保に努めます。

また、知的障がい者の働く意欲の高まりが感じられることから、能力を有する障がい者の雇用促進を図るため、一般就労・職場定着を支援する制度の利用を促進します。

「短期入所（ショートステイ）」については、町内で利用できる事業所が少なく、利用者のニーズや緊急の利用に対応することが困難な状況にあることから、近隣自治体との広域連携も考慮しつつ、事業者の新規参入や事業拡大等を促し、地域における必要なサービス提供体制の確保に努めます。

(4) 相談支援

【第6次計画利用実績値及び第7次計画見込値】

サービス名	単位		第6次計画			第7次計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	計画	実利用者	174	176	178	171	171	172
	実績		172	171	170			
地域移行支援	計画	実利用者	1	1	1	1	1	1
	実績		0	0	0			
地域定着支援	計画	実利用者	1	1	1	1	1	1
	実績		1	1	0			

【サービス内容】

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービス又は地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)を利用する方の目標や行動予定等を反映する「サービス等利用計画」を作成するとともに、サービス提供事業者との連絡・調整と、一定期間ごとのモニタリングを行います。
地域移行支援	施設入所や精神科病院に入院等をしている当事者に対して、住居の確保や、地域生活への移行に向けた相談対応、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援など、必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談などの支援を行います。

【サービス見込量確保のための方策】

今後、相談件数の増加と多様化が予想されるため、「計画相談支援」を中心にサービス提供の維持に努めます。基幹相談支援センターを町内に設置し、相談員の確保と増員、質の向上を目指し、相談体制の強化を図ります。また、栗山町障がい者自立支援協議会の部会を設置し、引き続き相談支援事業者相互の情報交換・連絡調整の機会充実に努め、障がい当事者個別のケースに即したきめ細かな対応により安心して相談できる環境づくりに努めます。

2 地域生活支援事業

1 市町村地域生活支援事業の概要

【必須事業】

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくし、障がいへの理解・関心を深めるための啓発活動に取り組みます。また、北海道介護福祉学校と連携した特別講義や研修事業などを通じて、介護の現場を志す学生と地域住民が共に障がいについて学ぶ機会を提供し、障がいに対する意識の向上に努めます。

② 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援します。

(ピアサポート事業、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援等)

③ 相談支援事業

障がい児(者)の保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の支援を行います。また、基幹相談支援センター等機能強化事業として、専門的職員(社会福祉士、精神保健福祉士等)が指導、助言等の支援を行う体制を確保します。

④ 成年後見制度利用支援事業

障がいのために判断能力が十分でない方に対し、日常生活で必要な金銭面の判断や、各制度やサービスの利用等が適切に行われるよう、成年後見制度(後見人・保佐人・補助人による意思決定支援)の利用を支援します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護の推進を図ります。

⑥ 意思疎通支援事業(手話通訳者派遣事業の実施)

町福祉課が窓口となり、北海道ろうあ連盟との契約による手話通訳者の派遣事業を行うとともに、タブレット端末を活用した遠隔による手話サービスを実施します。

また、各種団体事業等で手話通訳が必要な場合には、「くりやま手話の会」において協力・支援できる体制を確保します。

⑦ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方について、社会生活上必要な外出のための支援を行います。

⑧ 地域活動支援センター事業

近隣市町との共同委託により、北海道社会福祉事業団福祉村において地域活動支援センターを運営し、機能訓練・社会適応訓練の実施や入浴等のサービスを行うなど、就労が困難な障がい者の日中活動支援を行います。

⑨ 日常生活用具給付事業

障がいのある方の日常生活上の便宜を図るため、6区分42種目の用具を給付します。

区分	内容	種目数
介護・訓練支援用具	障がいのある方の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に使用する椅子などの訓練支援用具	8種目
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計などの、障がいのある方の在宅療養等を支援する用具	7種目
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの、障がいのある方の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具	13種目
排泄管理支援用具	ストマ用装具などの障がいのある方の排泄管理を支援する衛生用品	2種目
住宅改修費	障がいのある方の居住生活等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	1種目
自立生活支援用具	障がいのある方の入浴補助用具や聴覚障がい者用室内信号装置など、入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具	11種目

⑩ 手話奉仕員養成研修事業

「くりやま手話の会」との連携により、聴覚障がい者との日常会話程度の意思疎通を行うために必要な手話表現技術等を習得する、手話奉仕員の養成研修を開催します。

【任意事業】

① 日中一時支援事業

障がいのある方の家族の理由により、一時的に事業所に通所し、障がいのある方の日中における活動の場を確保するとともに、食事や入浴の介助等を行います。

② **新規** 訪問入浴サービス事業

身体に重度の障がいがあり、居宅での入浴が困難な在宅の重度障がい者の居宅を訪問し、入浴介護を行います。

③ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

町内の障がいのある方の相互交流の場となっている「ふれあいレクリエーション」事業を支援(助成)します。

④ 点字・声の広報等発行事業

栗山リーディングサービス「とらいあんぐる」が実施する『声の広報』発行に係る費用を助成します。

⑤ 自動車運転免許取得・改造費助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

2 サービスの供給見込量

【第6次計画利用実績値及び第7次計画見込値】

サービス名	単位		第6次計画			第7次計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・啓発事業	計画	実施回数	2	2	2	1	1	1
	実績		1	1	1			
自発的活動支援事業	計画	箇所／年	1	1	1	1	1	1
	実績		0	1	1			
相談支援事業 (一般・基幹相談)	計画	箇所／年	1	1	2	1	1	1
	実績		1	1	1			
成年後見制度利用支援 事業	計画	箇所／年	1	2	2	1	1	1
	実績		1	1	1			
成年後見制度法人後見 支援事業	計画	箇所／年	1	1	1	1	1	1
	実績		0	0	0			
意思疎通(コミュニケーション)支援事業	計画	箇所／年	2	2	2	2	3	3
	実績		1	2	2			
移動支援事業	計画	実利用者	12	13	14	17	18	19
		時間／月	50	55	60	94	101	109
	実績	実利用者	12	18	16			
		時間／月	60	85	87			
地域活動支援センター	計画	箇所／月	1	1	1	1	1	1
		人／月	2	2	2	2	3	3
	実績	箇所／月	1	1	1			
		人／月	2	2	2			
日常生活用具給付事業	計画	人／年	40	41	42	53	57	61
		件数／年	165	167	169	186	192	199
	実績	人／年	40	36	50			
		件数／年	192	188	180			
手話通訳奉仕員養成講座 事業	計画	回数／年	1	1	1	1	1	1
		人数／年	10	5	5	10	10	10
	実績	回数／年	0	1	1			
		人数／年	0	6	9			
日中一時支援事業	計画	人／月	6	6	6	1	1	1
	実績		1	1	1			
新規 訪問入浴サービス 事業	計画	人／月	－	－	－	0	1	1
	実績		－	－	－			
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	計画	実施回数	1	1	1	1	1	1
	実績		0	0	1			
点字・声の広報等発行事業	計画	発行回数	12	12	12	12	12	12
	実績		12	12	12			
自動車運転免許取得・改造 費助成事業	計画	助成件数	1	1	1	1	1	1
	実績		1	0	0			

【サービス見込量確保のための方策】

「移動支援事業」については、身体障がい者の高齢もあり、ニーズの増加が見込まれます。交通環境の整備も含め、必要な人材の確保、ボランティアの支援等も含め、幅広い支援により供給体制の向上を図ります。「点字・声の広報等発行事業」は、一定のニーズが見込まれるため、今後も事業を維持し、関係機関と連携の上、支援を実施します。「手話通訳奉仕員養成講座以事業」は事業所等を通じ、研修体制の向上を図ります。

第4編 第3次障がい児福祉計画

児童通所サービスの展開

1 成果目標（令和8年度末の目標）

（1）障害児支援の提供体制の整備等（継続）

【町の目標】

項目	道障がい福祉計画目標	町目標値	考え方
児童発達支援センターの設置数	圏域に1か所設置(広域)	圏域に1か所設置(広域)	道計画における目標のとおり、障がい福祉圏域(南空知)ごとに設置
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	圏域に1か所設置(広域)	圏域に1か所設置(広域)	道計画における目標のとおり、障がい福祉圏域(南空知)ごとに設置に協力
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保	圏域に1か所設置(広域)	圏域に1か所設置(広域)	道計画における目標のとおり、障がい福祉圏域(南空知)ごとに設置
医療的ケア児支援のための関係機関協議の場の設置及びコーディネーターの配置	圏域及び医療的ケア児が在住する市町村で設置	設置	医療的ケアが必要な児童への支援等について、関係者による研修・協議の場を設けるとともに、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を検討します。

2 サービスの供給見込量

（1）訪問系サービス

【第6次計画利用実績値及び第7次計画見込値】

サービス名	単位		第6次計画			第7次計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	計画	実利用者	36	37	38	155	180	208
	実績		112	144	134			
放課後等デイサービス	計画	実利用者	34	36	38	198	200	202
	実績		206	196	196			
保育所等訪問支援	計画	実利用者	5	5	5	3	3	2
	実績		4	4	3			
医療型児童発達支援	計画	実利用者	0	0	1	1	1	1
	実績		0	0	0			
障害児相談支援	計画	実利用者	67	68	69	76	79	83
	実績		72	77	72			

【サービス内容】

サービス名	内容
児童発達支援	障がい児や発達に遅れのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの療育サービスを提供します。
放課後等デイサービス	在学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を必要とする児童を対象に、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ、訪問による効果的な支援を行います。
医療型児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた児童が対象です。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導や、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの必要な支援を行います。
障害児相談支援	児童通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)利用を希望する方を対象に、支援利用計画の作成や、通所支援開始後、一定期間ごとのモニタリング、事業所情報の提供などの支援を行います。

【サービス見込量確保のための方策】

「放課後等デイサービス」は今後、ニーズの増加が見込まれます。施設の拡充や人員体制の整備、サービスの質の向上に努めます。また、年齢や制度によってサービスが受けられないといった状況が起こらないように、「栗山町子ども発達サポートセンター」とも連携し、保健分野や事業者、関係機関等と連携した早期発見・早期療育への取組を進め、切れ目のない事業のサービスの供給を目指します。また、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できる地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進するため、「保育所等訪問支援」を活用した、保育所等における障がい児の受入体制の整備を引き続き行います。

資料編

栗山町障がい者自立支援協議会（障がい者基本計画策定委員会）委員名簿

No.	団 体 名	役 職	氏 名	備 考
1	栗山町身体障害者福祉協会	副会長	川崎 俊樹	
2	精神障がい者家族会よつば会	会長	中井 礼子	
3	特定非営利法人栗山町手をつなぐ育成会	理事長	若林 富士女	
4	栗山町ことばを育てる親の会	副会長	腰本 江里沙	
5	ハローENJOYグループ つぎたて5	施設長	佐藤 直樹	
6	株式会社元気な介護 訪問看護ステーションくらしさ栗山	サービス 責任者	北村 幸子	居宅介護事業所
7	プロケアすばる	管理者	竹田 めぐみ	居宅介護事業所
8	特定非営利法人ハッピータウン	代表理事	今井 晃	共同生活援助 事業所
9	南空知地域生活支援センターりら	センター長	元井 昭紀	相談支援事業所
10	栗山町知的障害者相談員		丸山 紘司	地域相談員 (北海道委嘱)
11	栗山町身体障害者相談員		柳 誠一	地域相談員 (北海道委嘱)
12	地域生活支援センターあ〜ち (広域相談支援体制整備事業受託事業所)	所長	三好 由美子	地域づくり コーディネーター

事務局

事 務 局	氏 名
福祉課長	高田 宏明
福祉課主幹(福祉・子育て担当)	橋元 幸士
福祉課福祉・子育てグループ 参与	木戸 知美
福祉課福祉・子育てグループ 主査	日野 琴絵
福祉課福祉・子育てグループ	坂下 慎

第6次
栗山町障がい者基本計画
(令和6年度～令和11年度)
～共に生きる地域社会づくりを目指して～

令和6年3月

発行 栗山町

編集 栗山町福祉課

〒069-1512 夕張郡栗山町松風3丁目252番地

TEL:(0123)73-2222 FAX:(0123)73-2266

<https://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/>
